2　世田谷区における主な取組み

(1)令和2年1月～令和5年5月7日

㉗区民等への情報発信　ア　広報(SNS・LINE・写真ニュース)

■概要(目的)

●X(旧Twitter)

・令和3年3月16日「世田谷区コロナワクチン」アカウントを開設

・令和6年3月29日「世田谷区コロナワクチン」アカウントの運用を終了予定

＊令和3年6月から令和5年3月まで広報広聴課で当該アカウントを運用。
　令和5年4月以降は、住民接種担当課にて当該アカウントを運用。

●Facebook

令和3年6月から令和5年3月まで配信原稿の作成を広報広聴課で実施。
令和5年4月以降は、住民接種担当課にて配信原稿を作成、広報広聴課で配信。

●LINE

令和2年5月25日　新型コロナウイルス感染症対策に関する情報発信の多重化として区公式LINEを開設
令和3年12月15日「新型コロナワクチン」セグメント配信を開始
令和6年3月29日　「新型コロナワクチン」セグメント配信を終了予定

●写真ニュース

新型コロナウイルスに関する区の取組み等を掲載
令和2年度　10件
令和3年度　9件

■詳細

●X(旧Twitter)「新型コロナワクチンアカウント」

(令和3年3月16日～令和6年1月末時点)
配信数　477件　　＊広報アカウントにおいても随時同内容を配信

●Facebook　(令和2年3月30日～令和6年1月末時点)

配信数　217件(新型コロナに関する案件)

●LINE　(令和2年10月7日～令和6年1月末時点)

配信数　81件(新型コロナに関する全登録者あて配信)
　　115件(セグメント配信「新型コロナワクチン」)
　　26件(LINE VOOMによる新型コロナに関する発信)

●写真ニュース

令和2年度:川場村からのヨーグルトの児童養護施設等への提供、川場村からの雪ほたかの母子生活支援施設等への提供、世田谷ライオンズクラブを通じたマスク寄贈、区立小学校分散登校開始、手作りマスクの寄贈(深沢地区の皆さんの取組み)、小学校で感染症対策用のパーテーション作り、寄附金で購入したマスクの区内病院等へのお届け、日産車体(株)から特別仕様の車両の無償貸与、目黒星美学園よりマスクとアルコール消毒寄贈、柔道整復師会世田谷支部からの寄附に感謝状を贈呈

令和3年度:新型コロナワクチンの接種準備、高齢者への新型コロナワクチン集団接種開始、ワクチン接種のWEB予約申込みを区職員がサポート、区長・区職員による感染拡大防止の注意喚起、ウイルス量に関する報告書・要望書を厚生労働省へ提出、多様なワクチン接種の機会を周知、高齢者へワクチン3回目接種の前倒し開始、検査車両を用いたPCR検査会場を臨時設置、抗原定性検査キットの無料配布を実施

170

2　世田谷区における主な取組み

(1)令和2年1月～令和5年5月7日

㉗区民等への情報発信　ア　広報(区のおしらせ等)

■概要(目的)

●広報紙等

　区のおしらせ、メールマガジンでの掲載、エフエム世田谷での放送を通じて、コロナ情報(相談窓口、ワクチン、給付金等)を周知(令和2年3月～)
　特に、第6波以降は、重症化リスクの低下と感染者数の急増によって、発熱相談センター等への問い合わせ集中や医療機関の業務ひっ迫等が発生したため、「セルフケア推進のための周知啓発」や「診療・検査等の情報に関する周知」等の周知啓発や情報提供に取り組んだ。

■詳細

●広報紙等

・区のおしらせ定期号(コロナ相談窓口案内、ワクチン接種情報)(令和2年3月～令和6年3月)
・区のおしらせ特別定額給付金・新型コロナウイルス感染症対策特集号の発行(令和2年5月)
・区のおしらせ新型コロナワクチン接種特集号の発行(令和3年4月)
・区のおしらせ新型コロナワクチン3回目接種特集号の発行(令和3年12月)
・区のおしらせ住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金特集号の発行(令和4年2月)
・医療機関・薬局対象ポスター　新型コロナワクチン接種予約情報臨時号(令和3年7月9日)

＜区のおしらせ「せたがや」令和4年12月1日号より＞



2　世田谷区における主な取組み

(1)令和2年1月～令和5年5月7日

㉗区民等への情報発信　ア　広報(やさしい日本語による在住外国人への情報提供)

■実施期間　令和2年5月～

第１波 | 第２波 | 第３波 | 第４波 | 第５波 | 第６波 | 第７波 | 第８波

■概要(目的)

新型コロナウイルス感染症に関する基本情報及び予防に係る注意喚起、ワクチン接種等に関する情報について、やさしい日本語を用いてまとめたホームページを作成し、在住外国人へわかりやすく情報提供を行った。

■詳細

●やさしい日本語での表記(例:相談場所→そうだん　する　ところ)

●漢字のルビ付記

●主な掲載内容:

・新型コロナウイルス感染症に関する基本情報及び項目ごとの適切な所管機関への案内

・新型コロナウイルスについての基本情報・予防対策

・新型コロナウイルスについての相談先(支援金や仕事等の生活支援)

・新型コロナワクチン接種のおしらせ

・外国語ができる医療機関検索サービスの案内　　等

●閲覧件数

約2,500件(令和5年5月7日時点)

172

2　世田谷区における主な取組み

(1)令和2年1月～令和5年5月7日

㉗区民等への情報発信　イ　広聴(世田谷区民意識調査)

■概要

令和3年度、令和4年度の世田谷区民意識調査において「新型コロナウイルス感染症に伴う生活への影響」を調査した。

■詳細

＜令和3年度世田谷区民意識調査(令和3年5月実施)＞

「新型コロナウイルス感染拡大による仕事や生活への影響」

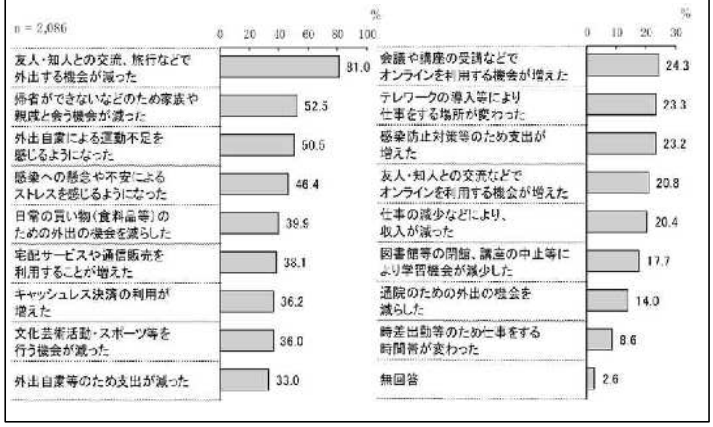

＜令和4年度世田谷区民意識調査(令和4年5月実施)＞

「新型コロナウイルス感染拡大による仕事や生活への影響」

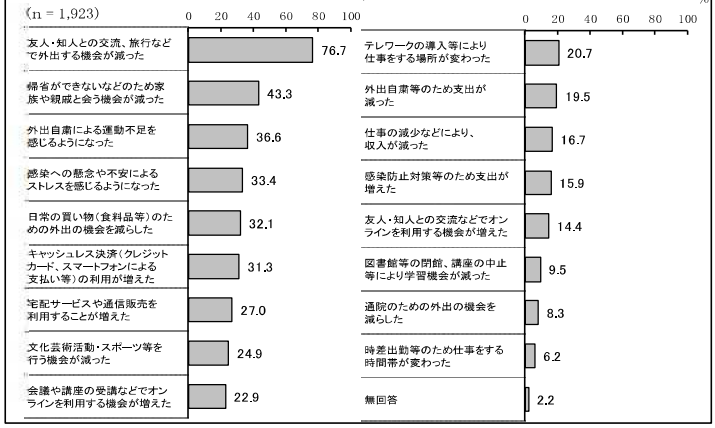

173

2　世田谷区における主な取組み

(1)令和2年1月～令和5年5月7日

㉗区民等への情報発信　イ　広聴(区民の声)

■概要

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、区民の声※が急増した。新型コロナウイルス関連区民の声の推移は以下のとおり。

※区長へのハガキや区のホームページなどを通じ、区民の皆さんから寄せられたご意見やご要望

■詳細

新型コロナウイルス関連区民の声　受付件数(令和2年1月～令和5年3月)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和元年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	115	378	495
令和2年度	2,328	618	344	409	421	193	52	80	102	287	72	57	4,963
令和3年度	354	484	376	281	455	162	38	25	102	169	176	70	2,692
令和4年度	54	32	41	70	77	50	60	32	23	25	30	18	512



2　世田谷区における主な取組み

(1)令和2年1月～令和5年5月7日

㉗区民等への情報発信　ウ　新型コロナウイルス感染症に係る人権侵害防止チラシの作成

■実施期間　令和3年2月～令和3年7月

第１波 | 第２波 | 第３波 | 第４波 | 第５波 | 第６波 | 第７波 | 第８波

■概要(目的)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、感染者やその家族、医療関係者などへの偏見、誹謗中傷、差別が各地で後を絶たない状況を抑止するため、人権侵害を防ぐ啓発用チラシを作成し、順次、区民、事業者などへ配布した。

■詳細

区立小中学校保護者、世田谷区医師会、玉川医師会、商店街連合会、世田谷工業振興協会、区広報板、町会・自治会回覧、区立施設などへ配布等を行った。

※チラシ原稿は次ページ参照

2　世田谷区における主な取組み

(1)令和2年1月～令和5年5月7日

㉗区民等への情報発信　ウ　新型コロナウイルス感染症に係る人権侵害防止チラシの作成

■チラシ原稿■



176

2　世田谷区における主な取組み

(1)令和2年1月～令和5年5月7日

㉘その他　ア 世田谷区新型コロナウイルスをともに乗りこえる寄附金

■実施期間　令和2年4月～

第１波	第２波	第３波	第４波	第５波	第６波	第７波	第８波

■概要(目的)

新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、医療機関等への支援を寄附で支えようとする機運の高まりを受け、区の新型コロナウイルス感染症対策を加速させるため、「世田谷区新型コロナウイルスをともに乗りこえる寄附金」(以下、「コロナ寄附金」という)の募集を開始した。

■詳細

①寄附募集活動

寄附受付専用の銀行口座の開設のほか、区HPでの周知、寄附ポータルサイトでのガバメントクラウドファンディング® の実施(令和2年5月1日～8月24日、8月24日～12月31日)、区内広報掲示板やワクチン接種会場等での募集チラシの掲示、雑誌への記事掲載、コロナ禍で断捨離が増加した世相を反映した"モノによる寄附一断チャリプロジェクト"への参加等による寄附募集に取り組んだ(断チャリプロジェクト実績:28件 228,019円)。

また、世田谷246オンラインハーフマラソンの開催に当たり、一般の参加料とは別に、寄附金500円分を含む参加料を設定し、その寄附金分をコロナ寄附金に充当した(令和2～4年度　計752件　376,000円)。

②寄附金の実績(令和6年3月末時点)

寄附金は、新型コロナウイルス感染症対策本部にて、フェーズの変化に応じ必要とされる対策に活用することとし、以下に活用した。

- 区内医療機関等への感染防止対策に必要な防護用品(マスク、防護服、グローブ)等の配付　1,000万円
- 医療的ケア児(者)に対する消毒液の配付　361万8,120円
- PCR検査体制の強化等　8,160万1,170円
- 区内介護事業所等への抗原定性検査キットの配付　612万2,088円

実施期間合計:1億134万1,378円

177

2　世田谷区における主な取組み

(1)令和2年1月～令和5年5月7日

㉘その他　イ　マスクや消毒液などの寄附の受け入れ

■実施期間　令和2年4月～令和5年5月

第１波 | 第２波 | 第３波 | 第４波 | 第５波 | 第６波 | 第７波 | 第８波

■概要(目的)

●マスクや消毒液など、手に入りづらい時期等に、新型コロナウイルス感染症対策のご支援として、区民並びに事業者から世田谷区へ支援物資の寄贈の申し出があり、受け入れを行った。

●頂いた寄贈品は、区内医療機関や高齢者施設、障害者施設、子ども関連施設及び庁内等で、感染拡大防止等のために有効に活用した。

■詳細

寄贈件数の合計は144件であり、内訳は以下のとおりである。

対象年度	寄贈件数
令和2年度	122件
令和3年度	15件
令和4年度	7件

内訳

マスク	消毒液等	飲料等	衛生用品	その他
86件	20件	8件	20件	10件

2　世田谷区における主な取組み

(1)令和2年1月～令和5年5月7日

㉘その他　ウ　新型コロナウイルス対策のためのICT環境の整備

■実施期間　令和2年4月～

第１波 | 第２波 | 第３波 | 第４波 | 第５波 | 第６波 | 第７波 | 第８波

■概要(目的)

対面での人との接触等を減らすことによる感染リスクの低減と、区の体制における機動性の強化や業務の継続を支えるためのICT環境の整備を行った。

■詳細

●モバイルPC等の配備・モバイルワーク環境整備

モバイルPC100台を保健所のほか新型コロナウイルス対策本部及び事業継続対策部会の所属等に早期に集中的に配置し、その後、各部・全管理職に配備

モバイルルーター50台の導入

モバイルワーク(在宅勤務)実施に向けたマイクロソフト社のオンラインストレージ(Onedrive)の利用環境や利用ルールを整備

●オンライン会議・ウェビナー環境整備

ZOOMライセンスや専用PC、モバイル回線、カメラ、スピーカフォンを導入・拡充し、マニュアル整備とともにオンライン会議用端末等を庁内に貸出

●電子申請

区への来庁不要や対面機会の抑制、窓口混雑緩和などのため、電子申請の拡充に向けた検討や支援を実施

2　世田谷区における主な取組み

(1)令和2年1月～令和5年5月7日

㉘その他　　エ　各種取組みへの応援職員配置状況

取組みによっては、区の人事部局と調整し応援体制を組み業務を実施した。その主な応援体制については以下のとおり。

年度	業務名	応援(兼務)日数(日)	応援(兼務)職員延べ人数(人)(概算)
令和2年度、令和3年度	世田谷保健所体制強化	501	2,446
令和2年度	新型コロナワクチン接種体制強化	65	327
令和2年度	住居確保給付金関連業務	134	279
令和2年度	緊急融資関連業務	365	857
令和2年度	特別定額給付金業務(全般)	143	4,165
令和2年度	特別定額給付金業務(手続処理)	89	8,860
令和2年度	特別定額給付金業務(電話対応)	36	476
令和2年度	社会的検査等検査関連業務	312	1,761
令和2年度	医療機関等支援事業	214	244
令和2年度	国民健康保険料減免	131	1,326
令和2年度	介護保険料減免業務	19	38

※令和2年度は令和2年4月1日から令和3年3月31日まで、令和3年度は令和3年4月1日から令和4年3月31日まで、令和4年度は令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。

2　世田谷区における主な取組み

(1)令和2年1月～令和5年5月7日

㉘その他　　エ　各種取組みへの応援職員配置状況

取組みによっては、区の人事部局と調整し応援体制を組み業務を実施した。その主な応援体制については以下のとおり。

年度	業務名	応援(兼務)日数(日)	応援(兼務)職員延べ人数(人)(概算)
令和3年度	GW期間中の世田谷保健所体制強化	7	42
令和3年度	世田谷保健所体制強化	173	2,919
令和3年度	新型コロナワクチン接種体制強化	341	2,630
令和3年度	新型コロナワクチン接種　コールセンター対応	96	415
令和3年度	新型コロナワクチン接種　集団接種会場対応	276	12,420
令和3年度	新型コロナワクチン接種　予約支援対応	31	62
令和3年度	新型コロナワクチン接種　要配慮者対応への体制強化	297	1,384
令和3年度	社会的検査　体制強化	183	440
令和3年度	感染拡大に伴う緊急措置対応	14	46
令和3年度	生活困窮者自立支援金支給業務	274	274
令和3年度	臨時特別給付金業務	121	398

※令和2年度は令和2年4月1日から令和3年3月31日まで、令和3年度は令和3年4月1日から令和4年3月31日まで、令和4年度は令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。

2　世田谷区における主な取組み

(1)令和2年1月～令和5年5月7日

㉘その他　　エ　各種取組みへの応援職員配置状況

取組みによっては、区の人事部局と調整し応援体制を組み業務を実施した。その主な応援体制については以下のとおり。

年度	業務名	応援(兼務)日数(日)	応援(兼務)職員延べ人数(人)(概算)
令和3年度	子育て世帯への特別給付金業務	304	1,380
令和4年度	世田谷保健所体制強化	133	537
令和4年度	臨時特別給付金業務	97	228

※令和2年度は令和2年4月1日から令和3年3月31日まで、令和3年度は令和3年4月1日から令和4年3月31日まで、
令和4年度は令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。

182

2　世田谷区における主な取組み

(2)令和5年5月8日以降(新型コロナウイルス感染症5類移行後)

【区の対応方針(令和5年4月13日 第102回新型コロナウイルス感染症対策本部決定)】(令和5年5月時点)

区は、国や東京都の動きを踏まえ、5類移行後は次の考え方に基づいて対応を行う。

① 感染症法上の分類が5類に移行することにより、実施根拠がなくなる事業については原則「廃止」する。
(例)濃厚接触者への検査、患者移送、自宅療養者への支援など

② 5類移行後も、新型コロナウイルス感染症から区民の生命と健康を守るために区が担うべき事業は「継続」する。
(例)区民の不安解消、外来や救急への影響緩和、重症化リスクの高い区民が多い高齢者施設等の感染対策、幅広い医療機関による自律的な対応に向けた医療機関支援など

③ 「継続」する事業の実施期間については、国や都の動向も踏まえて判断する。

④ 感染が再拡大した場合に備える必要があるため、これまでの経験を活かし、機動的に対応できる体制を維持する。

⑤ 今後、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になった場合には、ただちに迅速な対応を図る。

2　世田谷区における主な取組み

(2)令和5年5月8日以降(新型コロナウイルス感染症5類移行後)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に移行した5月8日以降も継続とした主な区の取組みについては以下のとおり

事業名	令和5年5月8日以降の取組み内容(令和5年5月時点)
●新型コロナウイルス相談窓口 ●発熱相談センター ●後遺症相談窓口	世田谷区自宅療養者相談センターにおける健康相談機能も含めて、電話相談窓口を統合し、「世田谷区新型コロナウイルス感染症相談センター」として実施する。
新型コロナウイルス感染症に関する「暮らしの総合相談窓口」	各総合支所において、通常業務である、すぐやる相談窓口の業務に含めて継続実施する。
感染症アドバイザー派遣	希望する社会福祉施設等に対し、アドバイザーによる新型コロナウイルス感染症に関する感染症対策及び予防に係る助言等を行う体制を当面維持する。
保健所体制強化 (委託の活用)	5類移行後も入院調整業務の一部を保健所が担うことが都の方針として決定したことから、入院調整に係る看護師の委託を継続する。 一方で、発生届の入力等のデータ入力作業は終了となるため、データ入力に係る事務職は入院調整業務を残し縮小する。
積極的疫学調査	集団発生報告に基づき積極的疫学調査は施設調査のみ保健所職員にて継続して対応。

2　世田谷区における主な取組み

(2)令和5年5月8日以降(新型コロナウイルス感染症5類移行後)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に移行した5月8日以降も継続とした主な区の取組みについては以下のとおり

事業名	令和5年5月8日以降の取組み内容(令和5年5月時点)
●入院勧告・医療費公費負担決定 ●証明書の発行	令和5年5月7日以前の患者にかかる申請について引き続き対応している。
社会的検査(随時検査)	対象施設を高齢者・障害者施設とし、事業所・施設内で感染者が発生した場合のみ実施する。
社会的検査(抗原定性検査) － 随時検査の補完	対象施設を高齢者・障害者施設に限定し抗原定性検査キットを配付する
新型コロナワクチン接種	重症化予防の観点から令和5年春開始接種(5月～8月)及び令和5年秋開始接種(9月～12月)を実施予定。
区民相談体制拡充(労働相談、経営相談、生活困窮相談など)	引き続き実施
業態転換及び新ビジネス創出支援補助	引き続き実施
区有地を活用したキッチンカー等移動販売の機会拡充による事業者支援の実施	引き続き実施

2　世田谷区における主な取組み

(2)令和5年5月8日以降(新型コロナウイルス感染症5類移行後)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に移行した5月8日以降も継続とした主な区の取組みについては以下のとおり

事業名	令和5年5月8日以降の取組み内容(令和5年5月時点)
国民健康保険料減免	国の通知等に基づき、継続して実施
国民健康保険傷病手当金	引き続き実施
新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業	令和5年6月末までを支援対象期間とし、補助内容を精査した上で実施。以降は分類変更後の対応医療機関数の推移や、感染拡大状況を見定めて、補助が必要な場合には、改めて内容等を検討する。
子ども配食事業	引き続き実施
子ども関連施設等支援事業	感染防止用としてのマスクや消毒液等の物品購入に対する補助は廃止するが、引き続き東京都補助金を活用し、感染者が発生した場合の職員の割増賃金や消毒清掃費用等を補助対象とする。なお、今後の国や都の動向を踏まえ、変更等が生じる場合にはあらためて方針を検討する。

2　世田谷区における主な取組み

(2)令和5年5月8日以降(新型コロナウイルス感染症5類移行後)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に移行した5月8日以降も継続とした主な区の取組みについては以下のとおり

事業名	令和5年5月8日以降の取組み内容(令和5年5月時点)
住民票の写しの交付手数料免除	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会へ「特例貸付の償還免除」の理由により提出する住民票は、交付手数料免除を継続
高齢者・障害者施設等支援事業	マスク等の衛生物品購入に限り補助対象とし、国や都の動向を踏まえ今後の方針を検討する。
在宅要介護高齢者の受入体制整備事業	濃厚接触者の考え方がなくなるため、個別の介護状況等を踏まえて実施可否を判断。セーフティネットとして半年程度継続し、その後は状況を見て廃止についても検討する。
感染症対策研修(WEB配信)の実施	内容を適宜見直し、引き続き実施
在宅要介護者の受入体制整備事業	濃厚接触者の考え方がなくなるため、個別の介護状況等を踏まえて実施可否を判断。セーフティネットとして半年程度継続し、その後は状況を見て廃止についても検討する。

2　世田谷区における主な取組み

（2）令和5年5月8日以降（新型コロナウイルス感染症5類移行後）

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に移行した5月8日以降も継続とした主な区の取組みについては以下のとおり

事業名	令和5年5月8日以降の取組み内容（令和5年5月時点）
障害者施設向け接種支援（巡回接種、施設利用者専用レーン）	障害者入所・通所施設への巡回接種を引き続き実施
世田谷区新型コロナウイルスをともに乗りこえる寄附金	区における新型コロナウイルス感染症対策への取組みを継続していることから引き続き実施

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和2年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年3月30日	第１回	審議事項	世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について	総務部・世田谷保健所	改正特措法に基づく「政府対策本部」及び「東京都新型コロナウイルス感染症本部」の立ち上げを受け、区は、令和２年３月２６日付けで「世田谷区健康危機管理対策本部」を区対策本部に移行する。名称は、「世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部（世田谷区新型インフルエンザ等対策本部）」とし、構成員について決定する。	付議のとおり決定する。
令和2年3月30日	第１回	審議事項	新学期における区立小中学校の授業等の再開について	教育委員会事務局	新学期における区立小中学校の授業等については、必要な感染症対策を講じるなど子どもたちの安全に十分に留意して再開する。始業式から４月１０日（金）までの期間については、学年ごとに登校時間を異ならせる分散登校方式により授業等を実施し、４月１３日（月）以降の期間については、通常の時間割により授業等を実施する。	決定事項なし。 →４月１日まで判断を延期。
令和2年3月30日	第１回	審議事項	新型コロナウイルス感染症の対応に伴う学校施設開放の中止期間の延長について	教育委員会事務局	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、学校休業期間中（４月５日まで）の学校施設の開放を中止しているが、中止する期間を４月１５日（水）まで延長する。	付議のとおり決定する。
令和2年3月30日	第１回	審議事項	新型コロナウイルス感染防止に関する新ＢＯＰ、児童館について	子ども・若者部	学校が分散登校または再開の延期となった場合は、４月１日以降、児童館を閉館し、学童クラブの一日育成に、児童館の人員を振り向ける。	新型コロナウイルス感染拡大のリスクが高まり、それに対応した安全な運営をすることが困難であると判断し、令和２年４月１日（水）から４月１５日（水）まで、児童館を閉館する。
令和2年3月30日	第１回			各総合支所 生活文化部 子ども・若者部		【関連事項】 感染拡大リスクを鑑み、区の各関連施設の休止・休館等の対応を行う。（方向性の決定）
令和2年3月30日	第１回	審議事項	新型コロナウイルス感染症予防に伴う認可保育園における保育料等の取扱いについて	保育担当部	①新型コロナウイルス感染症予防のために認可保育園を休園したお子さんの保育料、延長保育料については、欠席した日数に応じて減免する。 ②減免する保育料、延長保育料は、３月（延長保育料除く）、４月、５月分とする。なお、６月以降は新型コロナウイルス感染症拡大の状況を注視し、改めて検討する。	付議のとおり決定する。

※本資料は冊子「新型コロナウイルス感染症世田谷区の対応記録」と併用して活用いただくことから、別途公開されている当該資料の一部に追記等を行っています。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和2年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年4月1日	第２回	審議事項	新学期における区立小中学校の授業等について	教育委員会事務局	東京都における新型コロナウイルス感染症の感染者数の拡大状況等を踏まえ、区立小中学校においては、通常の時間割による授業等は、令和２年５月７日（木）からの再開を目指すこととし、令和２年５月１日（金）までの間は、学年ごとに登校日や登校時間を異ならせる分散登校などにより子どもたちの安全に十分に留意した措置を講じたうえで、授業・学習指導等を実施する。	付議のとおり決定する。
令和2年4月1日	第２回	報告事項	区内通所介護事業所における新型コロナウイルス感染者の発生について	高齢福祉部	令和２年３月３１日、区内通所介護事業所（デイホーム千歳（所在地：給田））に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症にり患していることが判明した。 本件に対する概要とその対応について報告があった。	

※本資料は冊子「新型コロナウイルス感染症世田谷区の対応記録」と併用して活用いただくことから、別途公開されている当該資料の一部に追記等を行っています。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和2年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年4月3日	第３回	審議事項	新学期における区立小中学校の授業等について	教育委員会事務局	世田谷区内の感染状況も拡大傾向にある状況をふまえ、下記のとおり、４月１日の決定内容を変更する。 ・区立小学校の入学式（４月６日予定）及び区立中学校の入学式（４月７日予定。夜間学級については４月６日予定）は、延期する。 ・区立小中学校の始業式（４月６日予定）は、延期する。 ・区立小中学校は、５月１日まで臨時休業とし、５月７日からの再開を目指して検討を進める。当初予定していた臨時休業期間中の分散登校についても見送る。 上記３点について、区ホームページに掲載する。	付議のとおり決定する。
令和2年4月3日	第３回	審議事項	新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う新BOPの運営休止について	子ども・若者部 教育委員会事務局	・都内及び区内の感染者数の拡大が懸念される中、新BOPにおける感染拡大のリスクに対応した環境の確保及び安全な運営体制の整備は困難であると判断し、学童クラブの運営も含め新BOPの運営を、４月６日から当面の間休止する。 ※BOPは全面休止	・都内及び区内の感染者数の拡大が懸念される中、新BOPにおける感染拡大のリスクに対応した環境の確保及び安全な運営体制の整備は困難であると判断し、学童クラブの運営も含め新BOPの運営を、４月６日から当面の間休止する。 ただし、以下の家庭については学童クラブを利用可能とする。 ・医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な家庭 ・ひとり親家庭などで仕事を休むことが経済的に困難な家庭

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和2年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年4月7日	第４回	審議事項	東京都による緊急事態措置を踏まえ利用を休止する区施設等について	政策経営部	国による緊急事態宣言、東京都による緊急事態措置が発表された場合には、その内容を踏まえ、区施設等の利用について、４月８日（水）から５月３１日（日）まで休止する。	なし 東京都による緊急事態措置内容が出た際に再度決定する。
令和2年4月7日	第４回	審議事項	緊急事態措置を受けた社会福祉施設等の対応について	保健福祉政策部 高齢福祉部 障害福祉部 子ども・若者部 保育部	国による緊急事態宣言、東京都による緊急事態措置が発表された場合には、その内容を踏まえ、世田谷区の保健福祉に関する施設・事業の運営については、要請等を受け休止する施設のほかは、感染予防対策を徹底し、職員や利用者の健康管理の徹底と、衛生管理の徹底の管理を行い、事業を継続することを基本とする。（各施設については別紙詳細あり） 期間については、原則として、緊急事態措置の期間対応とするが、今後の状況に応じて改めて検討する。	なし 東京都による緊急事態措置内容が出た際に再度決定する。
令和2年4月7日	第４回	審議事項	今後の保育の取り扱いについて	保育部	国による緊急事態宣言後の、東京都による緊急事態措置が発表されるまでの間、区内の認可保育所、地域型保育事業、私立認定こども園の運営については、仕事を休んで家にいることが可能な保護者への登園の自粛を要請する。	なし 東京都による緊急事態措置内容が出た際に再度決定する。
令和2年4月7日	第４回	審議事項	多聞幼稚園保育枠の取り扱いについて	教育委員会事務局	国による緊急事態宣言、東京都による緊急事態措置が発表された場合には、その内容を踏まえ、区内の区立認定こども園多聞幼稚園の保育枠の運営については、原則休園とすることとし、併せて事業が継続される世帯等への「応急保育」を実施する。	なし 東京都による緊急事態措置内容が出た際に再度決定する。
令和2年4月7日	第４回	審議事項	東京都による緊急事態措置を踏まえた区の業務の継続について	政策経営部	国による緊急事態宣言、東京都による緊急事態措置が発表された場合には、その内容を踏まえ、窓口を含め、区の業務を継続する。	なし 東京都による緊急事態措置内容が出た際に再度決定する。
令和2年4月7日	第４回	審議事項	東京都による緊急事態措置を踏まえ延期する区主催のイベントについて	政策経営部	国による緊急事態宣言、東京都による緊急事態措置が発表された場合には、その内容を踏まえ、区が主催するイベントについて、４月８日（水）から５月３１日（日）までの期間、屋内外を問わず開催を延期する（当初予定していた日程以外での開催が困難なイベントは中止とする）。	なし 東京都による緊急事態措置内容が出た際に再度決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和2年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年4月10日	第５回 【書面開催】	審議事項	緊急事態宣言後の保育の対応について	保育部 教育委員会事務局	国による緊急事態宣言、４月９日付で東京都通知「緊急事態宣言後の保育所及び学童クラブ等の対応について」を受け、区内保育所等利用者に対して、今後はより強く園児の登園自粛を要請するとともに、これまでの通常保育から、新型コロナウイルス感染症拡大防止対応を徹底した上で、規模を縮小した保育へ移行する。 実施期間は、令和２年４月１３日（月）から緊急事態宣言適用期間である５月６日（水）までとし、適用期間が延長された場合はそれに準じる。	付議のとおり決定する。
令和2年4月10日	第５回 【書面開催】	審議事項	緊急事態宣言後の対応について（新ＢＯＰ（学童クラブ、ＢＯＰ））	子ども・若者部 教育委員会事務局	国による緊急事態宣言、４月９日付で東京都通知「緊急事態宣言後の保育所及び学童クラブ等の対応について」を受け、新ＢＯＰについては、４月６日（月）以降の取扱い（当面の間休止）を継続する。 学童クラブは、これまでどおり現下の状況により仕事を休むことが困難な方の児童を預かることとする。また、保護者に対し、可能な限り、学童クラブの利用を控えるよう依頼する。 実施期間は緊急事態宣言適用期間である５月６日（水）までとし、適用期間が延長された場合は、それに準じる。	付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和2年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年4月10日	第６回 【書面開催】	審議事項	東京都による緊急事態措置を踏まえた社会福祉施設等の対応について	保健福祉政策部 高齢福祉部 障害福祉部 子ども・若者部 世田谷保健所	新型コロナウイルス感染症に関する国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置等を受け、世田谷区の保健福祉に関する各施設・事業の運営についての対応を決定する。（保育事業及び新BOP（学童クラブ・BOP）並びに高齢者施設（短期入所施設、通所施設）を除く） ＜基本的考え方＞ （１）東京都による緊急事態措置の対象となる社会福祉施設等については、感染防止対策を徹底し、事業を継続する。 （２）東京都による緊急事態措置の対象となる社会福祉施設以外の保健福祉施設等についても、感染防止対策を徹底して事業を継続することを基本とする。ただし、感染防止の観点からやむを得ない場合は、事業の一部または全部を休止、もしくは事業の縮小を行う。 （３）相談に関する事業は面談や訪問をできる限り実施せず、電話相談を基本に継続する。 ◆実施期間は緊急事態措置の期間（５月６日（水）まで）の対応とする。ただし、今後の状況に応じて柔軟に対応する。	付議のとおり決定する。
令和2年4月10日	第６回 【書面開催】	審議事項	緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所・施設の対応について	高齢福祉部	東京都通知「緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所・施設の対応について」を受け、介護サービス事業所・施設の対応について、事業者に対し下記の内容を依頼する。 ・各施設・サービス事業所 より一層の感染拡大防止に取り組み、引き続き事業運営を継続すること。 ・居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所 感染拡大防止の観点から、各利用者が現在利用しているサービスの必要性を再度確認し、利用者・家族と相談の上、必要に応じてサービスの見直しを行うこと。 ◆対応を依頼する期間は、緊急事態措置の期間（５月６日（水）まで）の対応とする。	付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和2年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年4月10日	第７回 【書面開催】	審議事項	東京都による緊急事態措置後の区民利用施設等の対応について	政策経営部	国による緊急事態宣言（４月７日）及び東京都による緊急事態措置（４月１０日）を受け、区は、さらなる新型コロナウイルス感染拡大防止を徹底するため、区民利用施設等の利用について、これまで休止していた施設は休止を継続するとともに、新たに休止する施設を追加する。 休止の期間は４月１１日（土）から５月３１日（日）までとする。ただし、緊急事態措置の適用期間も考慮し、今後の状況に応じて適宜判断していく。	付議のとおり決定する。
令和2年4月10日	第７回 【書面開催】	審議事項	東京都による緊急事態措置を踏まえた区の窓口等業務の継続について	政策経営部	国による緊急事態宣言を受けて実施される東京都緊急事態措置において、官公署は「社会生活を維持する上で必要な施設」とされ、休止要請の対象ではないことから、今後も窓口を含め、区の業務は基本的に継続する。 併せて、窓口の混雑緩和による区民等への感染リスク軽減を図るための取組みをさらに推進していく。 その他の事業についても、基本的に継続する。 ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、事業の休止等が必要なものについては、所管部において判断し、区ホームページ等で対象者に周知する。	付議のとおり決定する。
令和2年4月10日	第７回 【書面開催】	審議事項	延期または中止する区主催のイベントについて	政策経営部	国による緊急事態宣言を受けて実施される東京都緊急事態措置において公表された催物の開催の停止要請等を受け、緊急事態措置後の区主催イベントの対応を以下のとおり、延期または中止を継続する。 ・区が主催するイベントについて、屋内外を問わず開催を延期する（当初予定していた日程以外での開催が困難なイベントは中止とする）。 ◆対象期間は４月１１日（土）から５月３１日（日）までとする。ただし、緊急事態措置の適用期間も考慮し、今後の状況に応じて適宜判断していく。	付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和2年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年4月17日	第８回 【書面開催】	審議事項	保育所等の休園について	保育部 教育委員会事務局	国による緊急事態宣言、東京都による緊急事態措置を踏まえ、区内保育所等利用者に対して、園児の登園自粛を要請し、「世田谷区新型コロナウイルス感染症拡大防止対応による縮小保育ガイドライン（第1版）」に基づき、縮小保育を行ってきたところであるが、区内で感染が著しく拡大している状況を鑑み、保育所等を休園する。 ◆対象施設 区立保育園、私立保育園、地域型保育事業、区立認定こども園（保育枠）、私立認定こども園、認証保育所、保育室、保育ママ ◆期　間 令和２年４月２０日（月）から緊急事態宣言適用期間である５月６日（水）まで。 なお、就業先と調整される間は、保育を継続することとする。	付議のとおり決定する。
令和2年4月17日	第８回 【書面開催】	審議事項	新型コロナウイルス感染症の影響による区内保育施設の保育料の取扱いについて	保育部	・区内の保育施設（認可保育園の定期利用保育、認証保育所、保育室、保育ママ、認可外保育施設（国の指導監督基準を満たしている施設））を園児が欠席した場合や園が休園した場合の保育料の補助を行う。 ・保育料の補助対象は、４月～５月分の保育料とし、国の緊急事態宣言、都の緊急事態措置が出される前に登園を自粛した期間（４月１日～６日）も、補助の対象とする。 ◆実施期間 令和２年４月～５月 ※国の緊急事態宣言が出される前（４月１日～６日）に自発的に登園を自粛した場合も対象に含む。	付議のとおり決定する。
令和2年4月17日	第８回 【書面開催】	審議事項	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う認可保育園等における育児休業復帰時期の延長及び副食費等の取扱いについて	保育部	・保護者の育児休業復帰時期を５月中から６月中に延長する。（４月以降の入園者で、保護者が育児休業中の場合、６月中の復職でも可とする。） ・保育料及び区立園の延長保育料について、保護者からの減免申請を問わず、欠席日数に応じて減免を行う。 ・区立認可保育園の副食費について、欠席日数等に応じて減免する（４月、５月分）。休園中の給食を提供しない日についても減免する。	付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和2年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年4月17日	第９回	審議事項	新型コロナウイルス感染防止対策としてのＰＣＲ検査体制の拡充について	保健福祉政策部 世田谷保健所	区における検査件数を増加することを目的に、検査待ちの状況の改善、迅速かつ効率的な検査につなげるため、検査体制を拡充する。 世田谷保健所では令和２年４月８日（水）より、空き施設を活用したＰＣＲ検査を開始した（平日の午後実施）。その後、世田谷区医師会会員医師の協力も得て、世田谷保健所とともに検査を実施している。今後、玉川医師会の協力も得て準備が整い次第、順次開始する。	付議のとおり決定する。
令和2年4月17日	第９回	報告事項	世田谷区社会福祉協議会の新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付（福祉資金緊急小口資金、総合支援資金生活支援費）の受付方法の変更について	保健福祉政策部	世田谷区社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付（福祉資金緊急小口資金、総合支援資金生活支援費）を実施しており、ぷらっとホーム世田谷において電話予約による面談を経て、貸付を決定している。 今般の新型コロナウイルス感染症の状況と申請件数の増加に対応するため、郵送での申請の受付を開始する。	
令和2年4月24日	第１０回	審議事項	新型コロナウイルス感染症対策本部における事業継続対策部会の設置について	総務部	新型コロナウイルス感染症への対応については、令和２年３月２６日付で「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し各取り組みを進めているところであるが、さらなる感染拡大防止、増大する感染者対応等に迅速かつ的確に対応していくため、以下のとおり本部条例規則第２条に基づく「事業継続対策部会」を設置することとする。 なお、部会構成員は勤務訓令により本務と同様の職務命令を発令する。	付議のとおり決定する。
令和2年4月24日	第１０回	審議事項	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る区発注工事等の対応について	財務部	４月１６日に国の緊急事態宣言対象地域が全国に拡大され、東京都が「特定警戒都道府県」に位置づけられる中、区内でも感染が拡大している状況に鑑み、感染拡大防止に係る区発注工事等の対応について整理し、受注者に改めて周知を行い、感染拡大防止対策の徹底を図る。 　区発注工事等の施工者が追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、施工者から見積を徴収したうえで協議を行い、区が必要と認めた対策については、施工計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額の変更や工期の延長を行う。	付議のとおり決定する。
令和2年4月24日	第１０回	審議事項	新型コロナウイルス感染防止対策としてのＰＣＲ検査体制の拡充について	保健福祉政策部 世田谷保健所	新型コロナウイルス対策として、医師会によるＰＣＲ検査等（保険診療適用）をし、診療所からの紹介もできるようにするなど、検査体制の拡充を図る。世田谷区医師会会員医師及び玉川医師会の協力による検査体制の拡充については、４月１７日の本部において決定されたところであるが、玉川医師会の検査体制について、調整が整ったため改めて報告する。	付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和2年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年4月28日	第１１回	審議事項	（仮称）特別定額給付金事業の実施について	政策経営部 交流推進担当部	令和２年４月２０日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において示された（仮称）特別定額給付金について、すべての区民に可能な限り迅速かつ的確に給付ができるよう、令和２年５月１日付で専管組織を設置し、同日より事業実施に取組む。	付議のとおりとし、国の補正予算成立をもって決定（所管決定）する。
令和2年4月28日	第１１回	審議事項	「（仮称）世田谷区新型コロナウイルスにともに立ち向かう寄附金」の募集について	政策経営部	新型コロナウイルス感染症の対策を、区民を始めとした皆様からの寄附金により加速させるため、「（仮称）世田谷区新型コロナウイルスにともに立ち向かう寄付金」を募集する。 募集開始時期：令和２年４月３０日（木）から	付議のとおり決定する。
令和2年4月28日	第１１回	審議事項	新型コロナウイルス感染症対策商店街向け融資制度の実施について	経済産業部	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上げが下落した商店街加盟店が商店街費を支払うことが困難になり、商店街がこれを減免する事態が生じているため、商店街振興組合等に対する融資あっせん制度の利子全額補給および信用保証料全額補助の制度を設置し、地域の公共的役割を担っている商店街の支援を行う。 実施期間：令和２年５月（金融機関との契約締結後、順次）～９月３０日	付議のとおりとし、所管部で起案決定する。
令和2年4月28日	第１１回	審議事項	保育所等の休園の取り扱いについて	保育部 教育委員会事務局	現在保育所等においては、緊急事態宣言の期間である５月６日（水）まで休園しているが、休園期間を５月３１日（日）まで延長する。	付議のとおり決定する。
令和2年4月28日	第１１回	審議事項	新ＢＯＰ（学童クラブ、ＢＯＰ）の取扱いについて	子ども・若者部 教育委員会事務局	新ＢＯＰについては、緊急事態宣言の期間である５月６日まで休止としているが、５月７日以降の対応について事前周知を行う必要があるため、５月３１日まで休止の取扱いを延長する。	付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和2年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年4月28日	第１１回	審議事項	東京都による緊急事態措置を踏まえた社会福祉施設等の対応について	保健福祉政策部 高齢福祉部 障害福祉部 子ども・若者部 世田谷保健所	これまで、各施設の対応について基本的考え方を示し、適用期間を緊急事態宣言の期間としてきたが、国・都の動向や区内の状況などを踏まえ、当面の間、対応を継続することとする。 なお、子ども・若者部については５月３１日（日）までとする。	付議のとおり決定する。
令和2年4月28日	第１１回	審議事項	区立小中学校・幼稚園の臨時休業の取扱いについて	教育委員会事務局	区立小中学校・幼稚園については、緊急事態宣言の期間である５月６日（水）まで臨時休業としているが、休業期間を５月３１日（日）まで延長する。	付議のとおり決定する。
令和2年4月28日	第１１回	審議事項	新型コロナウイルス感染拡大に伴う就学援助の支給について	教育委員会事務局	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、区立小中学校が休校する中、給食についても休止している。就学援助受給世帯をはじめとして、多くの家庭で子どもへの昼食の提供について負担が増加していることから、経済的な支援を目的として、就学援助受給世帯に対して、臨時休校期間中（４月～５月）の「給食費」相当額の支給を行う。	付議のとおりとし、所管部で起案決定する。
令和2年4月28日	第１１回	報告事項	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため利用を休止している区民利用施設等の休止期間の延長について	政策経営部	５月６日までを休止期間としていた施設について、休止期間を５月３１日（日）まで延長する。	
令和2年4月28日	第１１回	報告事項	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料免除等に係る臨時特例措置について	保健福祉政策部	令和２年４月２３日付け厚生労働省通知に基づく臨時特例措置により、国民年金保険料免除申請受付を開始する。	
令和2年4月28日	第１１回	報告事項	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う認可保育園等保育料の算定方法について	保育部	認可保育園等の欠席に対する保育料等の減免にかかる手続き及び算定方法について定める。	

※本資料は冊子「新型コロナウイルス感染症世田谷区の対応記録」と併用して活用いただくことから、別途公開されている当該資料の一部に追記等を行っています。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和2年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年5月19日	第１２回	審議事項	今後の区施設および事業の再開に向けた基本的な考え方について	政策経営部	国による緊急事態宣言、東京都による緊急事態措置の状況も踏まえ、今後区施設および事業の再開について、基本的な考え方を定める。	付議のとおり決定する。
令和2年5月19日	第１２回	審議事項	区立小中学校の対応について	教育委員会事務局	５月３１日まで臨時休業としている区立小中学校について、６月１日以降の対応について方針を定める必要があるので、本案を付議する。	付議のとおり決定する。
令和2年5月19日	第１２回	審議事項	新ＢＯＰ（学童クラブ、ＢＯＰ）等の取扱いについて	子ども・若者部 教育委員会事務局	新ＢＯＰ及び児童館については、緊急事態宣言の期間である５月３１日まで休止・休館としているが、６月１日以降の対応について、保護者等に対し、事前周知する必要があるため、当面の扱いを決定する。	付議のとおり決定する。
令和2年5月19日	第１２回	審議事項	今後の区民利用施設等の対応について	政策経営部	国による緊急事態宣言、東京都による緊急事態措置の状況も踏まえ、今後、区民利用施設等の利用について、感染状況等の段階に応じた対応方針を定める。	付議のとおり決定する。
令和2年5月19日	第１２回	審議事項	今後の区主催イベントの対応について	政策経営部	国による緊急事態宣言、東京都による緊急事態措置の状況も踏まえ、今後、区主催イベントについて、感染状況の段階に応じた休止や開催の判断基準を定める。	区主催イベントの休止・開催の判断基準については、本部決定とする。ただし、個々のイベントの開催可否については、各部で決定すること。

※本資料は冊子「新型コロナウイルス感染症世田谷区の対応記録」と併用して活用いただくことから、別途公開されている当該資料の一部に追記等を行っています。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和2年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年5月20日	第１３回	審議事項	令和２年６月１日以降の保育の取り扱いについて	保育部	現在保育所等においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和２年５月３１日まで休園しているが、令和２年６月１日以降の対応について、保護者等に対し事前周知する必要があるため、当面の取り扱いを決定する。 【緊急事態宣言が継続された場合】 継続された期間に応じて休園を延長する 【緊急事態宣言が解除された場合】 休園措置を終了する	付議のとおり決定する。
令和2年5月20日	第１３回	審議事項	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う認可保育園等における対応について	保育部	＜認可保育園等＞ ・保育料、延長保育料、副食費、定期利用保育利用料の減免について、６月分も対象とする。【延長】 ・保護者の育児休業からの職場復帰時期、児童の欠席できる期間を延長する。【延長】 ＜認可外保育施設＞ ・認証保育所、保育室、保育ママ、基準を満たす認可外保育施設を園児が欠席した場合等の保育料の補助について、６月分も対象とする。【延長】	付議のとおり決定する。
令和2年5月20日	第１３回	審議事項	区立幼稚園・認定こども園の対応について	教育委員会事務局	５月３１日まで臨時休園としている区立幼稚園及び認定こども園について、６月１日以降の対応について方針を定める必要があるので、本案を付議する。	付議のとおり決定する。
令和2年5月20日	第１３回	審議事項	東京都による緊急事態措置を踏まえた社会福祉施設等の対応について	保健福祉政策部 高齢福祉部 障害福祉部 子ども・若者部 世田谷保健所	国の緊急事態宣言及び都の緊急事態措置等の状況を踏まえ、社会福祉施設等について当面の対応を決定する。	付議のとおり決定する。
令和2年5月20日	第１３回	審議事項	臨時休館中の世田谷区立図書館の再開方法について	教育委員会事務局	区立図書館では、令和２年４月１１日（土）から５月３１日（日）までの間、臨時休館としているが、緊急事態宣言が解除または緊急事態措置に基づく施設休止要請が緩和された場合を想定し、段階的な再開方法について決定する。	付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和2年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年5月20日	第１３回	審議事項	新型コロナウイルス感染症対策に係るマスク等物資の供給について	総務部	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、区職員等へマスクの配付や各施設等へ手指消毒液の配付を次のとおり行う。	付議のとおり決定する。
令和2年5月20日	第１３回	審議事項	避難所における新型コロナウイルス感染症への区の対応について	危機管理部	避難所において新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、次のとおり対応し、感染症対策を徹底する。	付議のとおり決定する。
令和2年5月20日	第１３回	審議事項	新型コロナウイルス感染症対応を踏まえたＩＣＴ教育環境の充実及び保健衛生用物品の購入について	教育委員会事務局	新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、自宅でのオンライン学習を実施できる環境が整っていない小学校４年生以下の児童の学習用として、都の補助金を活用し、学校に設置している教育用タブレット型情報端末の一部を貸し出すために必要な作業等を行う。 また、文部科学省の「ＧＩＧＡスクールネットワーク構想」に基づき、国及び都の補助金を活用し、学校及び家庭双方での活用を視野に入れて、小中学校の児童・生徒１人１台のタブレット型情報端末の配備及び構内通信ネットワークの整備を行う。 　さらに、今後の学校再開に向けての環境整備として、国及び都の補助金を活用し、非接触型検温器及び飛沫感染防止シート等の購入を行う。	付議のとおり決定する。
令和2年5月20日	第１３回	審議事項	世田谷区新型コロナウイルスをともに乗りこえる寄附金」の活用について（第１回）	政策経営部	４月３０日より募集を開始した標記の寄附金について、第１回目の活用方法を決定する。	付議のとおり決定する。
令和2年5月29日	第１４回 【書面開催】	審議事項	今後の区民利用施設等の対応について	政策経営部	区による緊急事態宣言解除や東京都の「ステップ２」への移行発表を踏まえ、今後の区民利用施設等の対応を定める。 区は、都の休業要請等の緩和措置の状況も踏まえ、施設種別ごとに段階的な再開の方針を定める。なお、今後、改めて東京都の施設休止要請の対象となった施設については、再度休止とする。	付議のとおり決定する。
令和2年5月29日	第１４回 【書面開催】	審議事項	今後の区主催イベントの対応について	政策経営部	区による緊急事態宣言解除や東京都の「ステップ２」への移行発表を踏まえ、今後の区主催イベントの対応を定める。 屋内外を問わず、徹底した感染拡大防止策が講じられるイベントについて、段階的に実施する。 なお、今後、改めて東京都からイベント休止要請が出された場合については、再度休止とする。	付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和2年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年6月4日	第１５回	審議事項	ＰＣＲ検査体制等の今後の取組みについて	保健福祉政策部 世田谷保健所	現在、実施しているＰＣＲ検査の今後の取組みなどについて報告する。	ＰＣＲ検査体制について、すべての濃厚接触者を検査対象にすることを決定。詳細について検討を進め、再度本部にて審議する。 また、医療関係者へのリスクを軽減する唾液採取による検査の導入に向けて準備を進める。
令和2年6月4日	第１５回	審議事項	区内で陽性者が発生した場合等の対応について	政策経営部	区内で陽性者が発生した場合等の対応について	感染者が増加している現状を踏まえ、以下の点を考慮して、今週末までに再度区民へ注意喚起を行う。 ①事態を公表することで、次に感染者が発生した場合に協力が得られなくなる可能性があるため、相手方に十分理解をいただくこと ②クラスターが発生した場所だけでなく、どんな場所でも感染のリスクがあること ③発生個所の詳細ではなく、クラスターが発生したシチュエーションを示すこと ④感染者が出た場合には、調査へのご協力を合わせてお願いすること
令和2年6月8日	第１６回	審議事項	区民利用施設等の再開等について	政策経営部	これまで休止してきた区民利用施設等について、５月２９日新型コロナウイルス感染症対策本部において決定された方針に基づき、再開または引き続き休止とする。なお、区民センター、地区会館、区民集会室の再開に当たり、利用者が遵守すべき「新しい生活様式」における利用者ガイドラインを示す。	付議のとおり決定。ただし、指定喫煙場所については、指定スペース外での喫煙の可能性もあるため、特に混雑が予想される地域において監視体制等の対策を講じたうえで再開とする。
令和2年6月9日	第１７回	審議事項	ＰＣＲ検査体制等の今後の取組みについて	保健福祉政策部 世田谷保健所	現在、実施しているＰＣＲ検査の今後の取組みや、抗体検査等の考え方などについて報告する。	方向性については、付議のとおりとする。具体的な手法については、今後も検討を継続する。
令和2年6月19日	第１８回	審議事項	新型コロナウイルス感染症予防に伴う新ＢＯＰ休止期間中等における学童クラブ利用料等について	子ども・若者部 生涯学習部	休止期間中等（４月１日から７月末日）の利用料等の取り扱いについては、利用料を日割り計算で算出し、７～９月までの利用料と合算して請求することとする。	付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和2年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年6月19日	第１８回	審議事項	児童館の再開の方向性について	子ども・若者部	児童館の段階的な再開に向けた７月１日以降の取扱いについて、以下のとおりとする。 【７月１日～】 ①「臨時子育て広場（予約制）」、小学生対象の講座等（予約制）実施 ②17時以降を中高生世代の利用時間とする。中高生支援館では、週2日、中高生対応として１時間の利用延長を実施 【７月１４日～】 乳幼児から高校生まで利用時間で対象区切って自由来館を開始 【８月１日～】 適切な感染防止対策を講じたうえで、通常運営を開始する	付議のとおり決定する。
令和2年6月19日	第１８回	審議事項	今後の保育の取り扱いについて	保育部	保育の取り扱いについて、７月１日から８月３１日までを、通常保育に向けた段階的保育（保育対応レベル１）とする。 【通常保育に向けた段階的保育】 ①登園自粛は解除とするが、家庭保育の協力の実施をお願いする。 ②家庭保育の協力に合わせて、7月末まで保育料減免を継続し、育児休業からの復帰期限を１０月末とする。 ③「新しい日常における保育」について、ＰＴを発足させ、今後の対策を検討する ④ＰＴの検討結果を踏まえ、８月末を目途に、感染症拡大防止ガイドラインの改定を行う。	付議のとおり決定する。
令和2年7月3日	第１９回	審議事項	今後のＰＣＲ検査等に対する取組みについて	保健福祉政策部 世田谷保健所	現在、実施しているＰＣＲ検査等の今後の取組みについて、以下の内容にて実施する。 １　国が唾液検査を保険適用にしたことを受け、その検査に対する検査時間や手法について検証する。 ２　世田谷区医師会が行う、自己負担が発生する保険適用による検査について、５月の検査開始当初からの自己負担分の補助として、協力金等の形式で区が負担する。 ３　ＰＣＲ検査の拠点として活用している旧保健センターについて、東京都との協議を行ったうえで近隣対策を講じ、現在の非公表から公表の取り扱いに切り替えていく。 ４　区におけるＰＣＲ検査体制については、この体制を維持する。なお、旧保健センターにおいては、現状の２ブースから４ブースにする。	ＰＣＲ検査の拠点として活用している旧保健センターの公表については、東京都との協議が整ったうえで公表に切り替えることとする。 その他については、付議のとおり決定する。
令和2年7月3日	第１９回	審議事項	抗体保有調査（社会福祉施設対象）への支援について	保健福祉政策部 世田谷保健所	新型コロナウイルス抗体保有調査の実施を希望する区内の社会福祉施設（高齢福祉施設・障害福祉施設）に対し、東京都医学総合研究所での検査実施の調整、検体採取・運搬の助成などの支援を行う。	付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和2年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年7月3日	第１９回	審議事項	新型コロナウイルス感染症対策に係る「(仮称)アドバイザー会議」の設置について		新型コロナウイルス感染症対策に係る、今後の区の対応などを議論する場として、学識経験者や医療関係者などで構成する「（仮称）アドバイザー会議」を設置する。	名称を「新型コロナウイルス感染症対策に係る有識者会議」とし、付議のとおり決定とする。
令和2年7月27日	第２０回	審議事項	８月以降の区主催イベントへの対応について	政策経営部	8月以降の区主催イベントの人数や収容率の制限のさらなる緩和については、国や都の動向、区内の感染状況がいまだ増加傾向にあることを踏まえ、これまでと同様の対応を継続することとする。	付議のとおり決定する。
令和2年7月27日	第２０回	審議事項	新型コロナウイルス感染症予防の取組みと今後の対応について	政策経営部 世田谷保健所	企画総務領域及び福祉保健領域の常任委員会にて報告を行う本案件の報告内容について決定する。	なし 各部において再度資料内容の確認を行うこと及び第２１回新型コロナウイルス感染症対策本部において行う有識者との意見交換の場で出される意見を踏まえ、報告資料の修正後、再度本部において決定することとする。
令和2年7月27日	第２１回		有識者との意見交換		区では、感染症対策と経済活動の維持の両立が今後の課題となる中で、専門家による最新の知見と助言を得る「世田谷区としての戦略的な布陣」を敷き、令和２年７月２７日（月）の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、各分野の有識者にご出席いただき、各分野について区の現状と課題を提起したうえで、各有識者に多様な視点からご意見を伺った。 ＜議事＞ １　開会 ２　区の現状分析に関する報告 ３　総合的な施策展開について意見交換 （１）感染拡大防止に寄与する検査体制のあり方 （２）感染拡大防止と社会福祉施設運営のあり方 （３）感染拡大防止に寄与する区の行う普及啓発のあり方 （４）感染拡大防止と学校等子ども関連施設運営のあり方 （５）「感染拡大防止」と「区民生活・経済活動」の両立のために必要なこと ４　閉会	

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和2年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年7月29日	第２２回 【書面開催】	審議事項	新型コロナウイルス感染予防対策について	政策経営部	第２０回本部会議の審議結果および第２１回本部会議における有識者との意見交換をふまえ、企画総務領域及び福祉保健領域の常任委員会にて報告を行う本案件の報告内容について、決定する。	付議のとおり決定する。
令和2年7月29日	第２２回 【書面開催】	報告事項	新型コロナウイルス感染症に係る事業者等に対する支援の実施状況について	経済産業部	新型コロナウイルス感染症に係る事業者等に対する支援の実施状況について、以下のとおり報告する。	
令和2年8月5日	第２３回	審議事項	今後のＰＣＲ検査体制の方向性について	保健福祉政策部 世田谷保健所	区のＰＣＲ検査体制については、現在の約３６０件から約６００件に拡充する取り組みを進めているが、今後さらに拡充を図る。 ＜今後の拡充施策（６００～）＞ ①玉川病院と関東中央病院の連携協力による検査体制の拡充（５４件増） ②玉川病院並びに関東中央病院の施設を活用した行政検査の委託（１０８件） ③訪問によるPCR検査の実施 ④衛生検査所の設置	なし
令和2年8月21日	第２４回	審議事項	新型コロナウイルス感染症に対するＰＣＲ検査の取組みについて	保健福祉政策部 世田谷保健所	以下の２点について決定する。 ①現在実施している「感染症の疑いがある有症状の方や濃厚接触者のＰＣＲ検査の拡充について ・最大検査件数を約３００件から６００件に拡充する。 ・ＰＣＲ検査センター内に検体採取検査機器を新たに設置する。 ②社会的インフラを継続的に維持するためのＰＣＲ検査（社会的検査）の実施」に向けた検討結果について ・コロナ禍においても、社会的インフラを継続的に維持するためのＰＣＲ検査を「社会的検査」として位置づける。 ・介護や保育等の現場で、接触を避けられない職員を対象に実施する。 ・１日あたり約１，０００人を対象として実施する。	①資料の修正を行ったうえで、付議のとおり決定する。 ②資料の修正を行ったうえで、付議のとおり決定する。
令和2年8月21日	第２４回	審議事項	「世田谷区新型コロナウイルスをともに乗りこえる寄附金」の活用（２回目）及び寄附募集方法の更新（第２弾）について	政策経営部 保健福祉政策部 障害福祉部	４月３０日より募集を開始した「世田谷区新型コロナウイルスをともに乗りこえる寄附金」の２回目の活用方法を決定すること及び「ＰＣＲ検査体制の拡充」に使途を限定した寄附を第２弾として行うことを決定する。	２回目の活用方法については、すでに決定しているため、「ＰＣＲ検査体制の拡充」に使途を限定した寄附の募集を行うことのみを決定する。
令和2年8月21日	第２４回	報告事項	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う児童養護施設退所者等支援事業の緊急見直しについて	子ども・若者部		

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和2年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年8月26日	第２５回 【書面開催】	審議事項	保育施設等関係者が新型コロナウイルス感染症にり患した際の臨時休園等に伴う保育料等の取扱いについて	保育部	認可保育園等の関係者が感染し、施設が区の要請に応じて臨時休園等の措置を実施した場合に、令和２年２月２７日内閣府事務連絡「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付等の取扱いについて」に基づき保育料等の減免等の措置を行うことを決定する。なお、認証保育所等についても、同様に保育料の補助を実施する。	付議のとおり決定する。
令和2年9月1日	第２６回 【書面開催】	審議事項	新型コロナウイルス感染予防対策について	保健福祉政策部 世田谷保健所	７月２９日付で決定した「新型コロナウイルス感染症予防の取り組みと今後の対応について」に関して、８月２８日時点での更新（速報値）を行ったため、その内容について本部において決定する。 なお、決定した内容については、９月２日の福祉保健常任委員会で報告する。	付議のとおり決定する。
令和2年9月1日	第２６回 【書面開催】	審議事項	新型コロナウイルス感染症に対するＰＣＲ検査の取組みについて	保健福祉政策部	第２波の到来とも呼べるような状況のなか、介護事業所等を利用されている方への感染に伴う重症化を避けるため、従来のＰＣＲ検査の拡充に加え、有症状者や濃厚接触者に限らない新たな検査の取組みとして、介護事業所、障害者施設、保育園等で働く職員、特養等の施設入所予定者を対象とする社会的検査の実施に取り組む。 なお、決定した内容については、９月２日の福祉保健常任委員会で報告する。	付議のとおり決定する。
令和2年9月24日	第２７回	報告事項	社会的インフラを継続的に維持するためのＰＣＲ検査（社会的検査）における現時点の取組み状況について	保健福祉政策部		報告事項のため、決定事項なし。
令和2年9月25日	第２８回 【書面開催】	審議事項	１０月以降の区主催イベントへの対応について	政策経営部		付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和2年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年9月28日	第２９回	審議事項	社会的インフラを継続的に維持するためのＰＣＲ検査第１段階の実施について	保健福祉政策部	社会的インフラを継続的に維持するためのＰＣＲ検査について、第１段階の実施内容について決定する。	付議内容について、本部資料のとおり決定する。
令和2年9月28日	第２９回	審議事項	社会的インフラを継続的に維持するためのＰＣＲ検査第２段階以降の実施に向けた公募型プロポーザル方式による手続きの開始について	保健福祉政策部	社会的インフラを継続的に維持するためのＰＣＲ検査について、第２段階以降の実施に向けた公募型プロポーザル方式による手続き内容について決定する。	付議内容について、本部資料のとおり決定する。
令和2年9月28日	第２９回	報告事項	介護事業所等を対象としたPCR検査（社会的検査）の実施について	保健福祉政策部		報告事項のため、決定事項なし。
令和2年9月28日	第２９回	報告事項	［介護事業所向けお知らせ］介護事業所等を対象としたPCR検査（社会的検査）の実施について	高齢福祉部		報告事項のため、決定事項なし。
令和2年9月28日	第２９回	報告事項	世田谷保健所の体制強化について	世田谷保健所		報告事項のため、決定事項なし。
令和2年9月28日	第２９回	その他	世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部における第二回有識者との意見交換の実施について			現時点の区の取り組み状況等について、再度有識者と意見交換を実施する。
令和2年10月20日	第３０回	審議事項	有識者との意見交換における案件について		新型コロナウイルス感染症対策本部会議（有識者との意見交換）の案件の確認および使用する資料の確認を行う。	
		①	新型コロナウイルス感染症予防の取組み	政策経営部 世田谷保健所		新型コロナウイルス感染症対策本部会議（有識者との意見交換）の案件とする。
		②	新型コロナウイルス感染症に係る区内の経済状況及び支援策について	経済産業部		新型コロナウイルス感染症対策本部会議（有識者との意見交換）の、案件とする。
		③	世田谷区社会福祉協議会の特例貸付、住居確保給付金及び生活保護、子育て世帯への支援等の状況について	保健福祉政策部		新型コロナウイルス感染症対策本部会議（有識者との意見交換）の、案件とする。
		④	社会的検査における今後の方向性について	保健福祉政策部		新型コロナウイルス感染症対策本部会議（有識者との意見交換）の、案件とする。
		⑤	高齢福祉事業所への支援について	高齢福祉部		新型コロナウイルス感染症対策本部会議（有識者との意見交換）には、案件として出さないこととする。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和2年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年10月21日	第３１回		有識者との意見交換		区では、第３波の到来や新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が想定される状況のもと、引き続き感染症対策に万全を期すとともに、経済活動との維持両立など、区民生活を支える更なる戦略的な施策を実行していくことが求められていることから、令和２年10月21日（水）に開催した新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、各分野の有識者をお招きし、今年度２回目となる「有識者との意見交換」を実施し、区の概況報告及び現状分析、各分野における総合的な施策展開についての意見交換を行うとともに、多様な視点からのご意見を伺った。 ＜議　事＞ １　開会 ２　区の概況報告および現状分析について ３　総合的な施策展開についての意見交換 （１）新型コロナウイルス感染症に係る区内の経済状況及び支援策について （２）世田谷区社会福祉協議会の特例貸付、住居確保給付金及び生活保護、子育て世帯への支援等の状況について （３）社会的検査における今後の方向性について （４）その他 ４　閉会	

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和2年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年10月23日	第３２回	報告事項	新型コロナウイルス感染症の区内の感染状況	政策経営部		報告事項のため、決定事項なし。
令和2年10月23日	第３２回	報告事項	世田谷区社会福祉協議会の特例貸付、住居確保給付金及び生活保護、子育て世帯への支援等の状況について	保健福祉政策部		報告事項のため、決定事項なし。
令和2年10月23日	第３２回	審議事項	今後の地域経済対策について	経済産業部	新型コロナウイルス感染症の影響により影響を受けている事業者に対する今後の経済対策の方向性について決定する。	決定事項なし。
令和2年10月23日	第３２回	審議事項	社会的インフラを継続的に維持するためのＰＣＲ検査における１１月以降の対応について	保健福祉政策部	社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査における１１月以降の対応について、以下の内容について決定する。 ①１１月以降の検査会場の確保について、資料に記載の場所を会場として確保する。 ②１０月から実施している社会的検査に関する区内医療機関との契約について、１１月３０日まで延長する。 ③社会的検査による陽性者発生後の定期検査を「月１回＊３か月」実施することをルール化する。 ④社会的検査における陽性者が発生した場合の随時検査について、小中学校教職員および新BOP職員を追加する。	付議のとおり決定する。
令和2年11月2日	第３３回 【書面開催】	報告事項	新型コロナウイルス感染症の区内の感染状況	政策経営部		報告事項のため、決定事項なし。
		報告事項	新型コロナウイルス感染症に係る区内の経済状況及び支援策について	経済産業部		報告事項のため、決定事項なし。
		報告事項	世田谷区社会福祉協議会の特例貸付、住居確保給付金及び生活保護、子育て世帯への支援等の状況について	保健福祉政策部		報告事項のため、決定事項なし。
		審議事項	区立中学校における修学旅行の中止に伴う費用の公費負担について	教育委員会事務局	区立中学校において新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行を中止したことに伴い発生した費用について、公費により負担する。	付議のとおり決定する。
令和2年11月2日	第３４回 【書面開催】	審議事項	新型コロナウイルス感染症に係る地域経済対策について	経済産業部	更なる地域経済対策として、以下２点の経済対策を実施する。 ①区内飲食店への「せたがやPay」等を活用した支援事業 ②介護事業等の人材不足産業を中心とした、短時間・短期間の雇用マッチング支援事業	付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和2年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年11月9日	第３５回 【書面開催】	審議事項	新型コロナウイルス感染症に係る区内の社会経済状況について	経済産業部	区内の社会経済状況の確認及び現状を踏まえた以下の３点の対応方針について決定する。 ①オンラインイベントなど、新たな手法を活用した地域活動等の支援 ②今後増加していくことが想定される生活困窮や、活動が制限されていることによる精神的なストレスなどを抱えた子ども等に向けた支援 ③新型コロナウイルス感染症の影響により、売り上げが落ち込んでいる区内事業者や、解雇や休業の影響を受けた方の就労等の支援	付議のとおり決定する。
令和2年11月19日	第３６回	審議事項	社会的検査に係る「高齢者・障害者施設への支援事業」の拡充について	高齢福祉部	社会的検査に係る「高齢者・障害者施設への支援事業」の拡充について、以下の２点を決定する。 ①区と職員相互派遣に関する覚書を締結した特別養護老人ホームに対する感染防護支援金について、上限額１０万円から１００万円とする。 ②区が実施する社会的検査により陽性者が判明した場合における施設支援金を、上限額１０万円から１００万円とする。	支援拡充に関する方針のみ決定する。
令和2年11月19日	第３６回	その他	自宅療養者フォローシステムの活用について			
令和2年11月19日	第３６回	その他	社会的検査の本格的実施に伴うコンタクトトレーサー等の体制に関する情報共有			
令和2年11月19日	第３６回	その他	補助金の活用について			

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和2年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年12月3日	第３７回	審議事項	新型コロナウイルス感染症の第３波に向けた勤務態勢について	総務部	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、以下の点について決定する。 ①職員の感染予防・感染拡大防止対策を改めて庁内に周知し徹底を図る。 ②職場の分散について、改めて庁内に実施するよう周知する。 ③今後の職員体制について、新型コロナウイルス感染症の影響による業務の増大に対応するため、柔軟な対応を行い、合わせて新たな執務場所を確保を進める。	付議のとおり決定する。
令和2年12月3日	第３７回	審議事項	区主催イベント及び区民利用施設の対応について	政策経営部	区主催イベント及び区民利用施設については、以下の点について決定する。 ・当面の間は、国や東京都から新たな方針が示されたり、感染状況の変化等がない場合、現行の対応を継続する。 ・施設使用料等については、東京都から可能な限り不要不急の外出を控えるよう要請が出された令和２年１１月２５日から１２月１７日の期間のキャンセル料や納付済みの使用料は、還付または免除とする。	付議のとおり決定する。
令和2年12月3日	第３７回	審議事項	「せたがやPay」を活用した個店支援事業の一部変更について	経済産業部	新型コロナウイルス感染症が再び拡大している状況を踏まえ、以下３点について事業内容を変更する。 ・「せたがやPay」のプレミアム付電子商品券の販売方法を抽選へ変更 ・飲食店応援キャンペーンの事前登録クーポンの配布方法の変更 ・飲食店応援キャンペーンのポイントの利用範囲の拡大	・決定事項はなし。内容について、確認及び協議を行った。 ・第４次補正予算の議決後、感染状況等を考慮し改めて対応を決定する。
令和2年12月3日	第３７回	審議事項	社会的インフラを継続的に維持するためのＰＣＲ検査（社会的検査）における現状と課題を踏まえた対応策について	保健福祉政策部	社会的インフラを継続的に維持するためのＰＣＲ検査（社会的検査）について、現状と課題を踏まえ、令和３年２月・３月における対応策等、以下５点について決定する。 ・　定期検査の対象追加について ・　社会的検査業務委託の契約期間の延長等について ・　スクリーニング検査の実施について ・　区内医療機関（第１段階）の契約終了について ・　社会的検査の拡大等に伴う積極的疫学調査の体制強化について	令和３年２月以降の対応策の方向性については了とし、各項目の詳細や予算措置については、別途決定することとする。
令和2年12月3日	第３７回	審議事項	今後の新型コロナウイルスワクチン住民接種の実施に向けた体制整備等について	世田谷保健所	新型コロナワクチンの住民接種の実施に向け、新型コロナウイルス感染症対策本部の事業継続対策部会に住民接種班を加え、庁内体制を整備し、検討を進めていく。	付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和2年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年12月9日	第３８回	審議事項	「せたがやPay」を活用した個店支援事業の一部変更について	経済産業部	新型コロナウイルス感染症が再び拡大している状況を踏まえ、以下３点について事業内容を変更する。 ・「せたがやPay」のプレミアム付電子商品券の販売方法を抽選へ変更 ・飲食店応援キャンペーンの事前登録クーポンの配布方法の変更 ・飲食店応援キャンペーンのポイントの利用範囲の拡大	付議のとおり決定する。
令和2年12月14日	第３９回	審議事項	インフルエンザと新型コロナウイルスの同時流行へ備えた検査体制について	保健福祉政策部	季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行への備えとして、世田谷区医師会、玉川医師会に委託実施している夜間休日診療所等の検査体制の拡充について決定する。	付議のとおり決定する。
令和2年12月21日	第４０回	審議事項	一時預かり事業に対する支援について	子ども・若者部 保育部	区の要請に基づき利用停止等の措置を行ったことに伴い、利用料収入が減少した一時預かり事業について、事業の継続と人材確保の安定を図るため、支援を行うことを決定する。	付議のとおり決定する。
令和2年12月21日	第４０回	審議事項	新型コロナウイルス感染症に伴う認可保育園保育料等の取扱いについて	保育部	新型コロナウイルス感染症に伴う認可保育園保育料等の取扱いについて、以下２点について決定する。 ・保育施設関係者が感染したことによって施設が臨時休園等の措置を実施した際の保育料等の日割り計算対応及び補助の実施について、令和３年１月以降も実施する。 ・保育料等減額の一つである「主たる稼働者が失業したとき（自己都合による退職は適用外）」の減額について、適用期間を最大６か月に延長する。	付議のとおり決定する。
令和2年12月21日	第４０回	審議事項	令和３年度新型コロナウイルス感染状況を踏まえた乳幼児健診の実施について	世田谷保健所	令和２年度７月から乳幼児健診について密を避け一回の健診人数を絞ることや受診対象年齢の延長などして感染対策を実施しているが、令和３年度についても同様の健診体制を維持することを決定する。	付議のとおり決定する。
令和2年12月21日	第４０回	その他	＜年末年始の対応について＞ 総合経営相談窓口（中小企業者向け）	経済産業部		
令和2年12月21日	第４０回	その他	＜年末年始の対応について＞ 世田谷保健所の防疫体制等	世田谷保健所		
令和2年12月23日	第４１回	報告事項	新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した際の各施設及び事業者への対応について	総務部		報告事項のため、決定事項なし。
		報告事項	区関連施設等における新型コロナウイルス感染症陽性者発生時の議員への情報提供対応の流れについて	総務部		報告事項のため、決定事項なし。
		その他	年末年始の世田谷保健所の新型コロナウイルス感染症の防疫体制等について			（12月21日本部決定事項）
令和2年12月28日	第４２回	審議事項	新型コロナウイルス感染症ワクチン住民接種の実施（案）等について	世田谷保健所	新型コロナウイルスワクチンの住民接種に向けた実施概要及び住民接種事務の運営委託に係る内容について決定する。	付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和2年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年12月28日	第４２回	審議事項	新成人のつどい（成人式）を中止する場合の対応	生活文化政策部	都内の感染状況は拡大傾向にあり、式典３回合わせて3,600人を集めるイベントを開催することは、さらに感染を拡大させてしまう恐れがあるため、新成人のつどいの式典開催を中止することを決定する。	付議のとおり決定する。
令和2年12月28日	第４２回	審議事項	在宅要介護者の受入体制整備事業について	高齢福祉部 障害福祉部	介護が必要な在宅の高齢者や障害者について、介護している家族等が新型コロナウイルスに感染した場合の一時宿泊施設の体制整備事業について決定する。	付議のとおり決定する。
令和2年12月28日	第４２回	報告事項	新型コロナウイルス感染症予防の取組みと今後の対応について	政策経営部		報告事項のため、決定事項なし。
令和3年1月8日	第４３回	審議事項	国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置を踏まえた区の対応について	政策経営部	国による緊急事態宣言の発出と、同日に都が公表した緊急事態措置による施設の使用制限やイベントの開催制限の要請を踏まえ、区民利用施設及び区主催イベントの今後の対応について、以下の３点を決定する。 ・区民利用施設及び区主催イベントについては、運営を継続する。 ・区立幼稚園及び小・中学校については、学校運営を継続する。 ・社会福祉施設等については、施設運営等の継続を原則とし、施設の感染状況などに応じて、利用者への協力を求める。	付議のとおり決定する。
令和3年1月8日	第４３回	審議事項	国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置を受けての区の業務態勢等について	総務部	国による緊急事態宣言、東京都による緊急事態措置を踏まえ、今後の区の業務態勢等について、以下の2点を決定する。 ・令和２年５月２９日付２世総第２３８号通知で示した業務態勢等の取り組みを継続する。 ・妊娠中の職員及び重症化しやすい職員の在宅勤務及び妊娠中の職員への配慮について、国の取り組みが1年延長されたことに伴い、区においても期間を令和４年１月３１日まで延長する。	付議のとおり決定する。
令和3年1月8日	第４３回	審議事項	緊急事態宣言を受けての保育の対応について	保育部	国による緊急事態宣言を受け、今後の保育施設等運営について、以下の２点を決定する。 ・これまでの「新しい日常における保育」通常保育（保育対応レベル１）から規模を縮小した保育（保育対応レベル２）へ移行する。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対応を徹底した上で、区内保育施設等利用者に対して、登園自粛をお願いし、園運営を継続する。	付議のとおり決定する。
令和3年1月8日	第４３回	報告事項	新型コロナウイルスワクチン接種に関する「有識者との意見交換」の実施について	総務部		報告事項のため、決定事項なし。
令和3年1月15日	第４４回	審議事項	新型コロナウイルス感染症ワクチン住民接種の実施に向けた推進体制の構築について	世田谷保健所	新型コロナウイルスワクチン住民接種の運営を万全なものとするため、全庁をあげた推進体制を構築する。	全庁体制で実施する方針のみ決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和2年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和3年1月18日	第４５回		有識者との意見交換		国は、令和３年前半での国民への新型コロナウイルスワクチン接種（以下「コロナワクチン接種」）の実施をめざし、都道府県、保健所設置市および特別区に対し、コロナワクチン接種のために必要な体制を、実際の接種より前に着実に整備することを求めており、このことを踏まえ、区民の命と健康を守るため、当該ワクチンの日本での薬事承認後、区民全員へのコロナワクチン接種の速やかかつ円滑な実施に向け、庁内体制を整備している。有識者にご出席いただき、現状と課題を提起したうえで、各有識者に多様な視点からご意見を伺った。 ＜議　事＞ １　開会 ２　区の概況報告および現状分析について ３　新型コロナウイルスワクチン接種についての意見交換 ４　閉会	
令和3年1月19日	第４６回	審議事項	新型コロナウイルス感染症に対するＰＣＲ検査体制等における令和３年度の対応等について	保健福祉政策部	現在、新型コロナウイルス感染症に対するＰＣＲ検査体制等について、感染症の疑いがある有症状の方や濃厚接触者を対象としたＰＣＲ検査（従来型検査）や、社会的インフラを継続的に維持するためのＰＣＲ検査（社会的検査）等を実施している。これらについて、区内の感染状況や各検査の実施状況等を踏まえ、令和３年度の検査規模及び体制など、かかる対応を決定する。	付議のとおり決定する。
令和3年1月28日	第４７回	審議事項	新型コロナウイルスワクチンの接種に向けた集団接種会場の確保について	世田谷保健所	新型コロナウイルスワクチン接種の実施に向けて、区民の集団接種会場を確保するため、利用予定施設の区民利用を停止し、集団接種会場として使用することを決定する。	①集団接種会場については、資料のとおり決定する。 ②接種予約やワクチンの供給状況等により、今後会場の拡充や縮小等について、柔軟に変更する。
令和3年1月28日	第４７回	審議事項	新型コロナウイルス感染症対策本部事業継続対策部会構成の一部改正について	総務部	新型コロナウイルスワクチン住民接種に向けて、庁内体制をより強化するため、新型コロナウイルス感染症対策本部事業継続対策部会の住民接種班の構成を以下のとおり変更する。 ①副班長に、「総合支所のうち区長が指定する者」を加える ②班員に「総合支所各課」を加える	付議のとおり決定する。
令和3年2月1日	第４８回 【書面開催】	審議事項	令和３年２月８日以降の保育の取り扱いについて	保育部	緊急事態宣言の期間が令和３年３月７日まで延長された場合、延長後の保育の取り扱いについては、引き続き縮小保育（保育対応レベル２）を継続することとする。	付議のとおり決定する。
令和3年2月4日	第４９回	報告事項	新型コロナワクチン住民接種事務に関する委託契約の概要について	世田谷保健所		報告事項のため、決定事項なし。

※本資料は冊子「新型コロナウイルス感染症世田谷区の対応記録」と併用して活用いただくことから、別途公開されている当該資料の一部に追記等を行っています。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和2年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和3年2月4日	第４９回	報告事項	世田谷区内の新型コロナウイルス感染状況	政策経営部		報告事項のため、決定事項なし。
令和3年2月4日	第４９回	審議事項	緊急事態宣言延長を踏まえた区の対応について	政策経営部	国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置の期間が、２月７日から３月７日まで延長されたことを踏まえ、区施設や区主催イベントについては、令和３年３月７日まで現行の対応を継続する。	付議のとおり決定する。
令和3年2月4日	第４９回	審議事項	くみん窓口・出張所の混雑期における密回避について	地域行政部	混雑期を迎えるくみん窓口・出張所において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、混雑緩和を図るため、区民の来庁時間や来庁場所の分散につながる集中的な取り組みを実施する。	付議のとおり決定する。
令和3年2月4日	第４９回	審議事項	高齢者・障害者施設等への支援事業の拡充について	高齢福祉部 障害福祉部	すでに実施している高齢者・障害者施設等への支援事業について、下記のとおり拡充する。 ①感染防護支援金の補助対象経費の拡充 ②陽性者発生時支援金の補助対象経費及び上限額の拡充 ③感染防護用品の管理・供給事業における対象品目及び数量の拡充	付議のとおり決定する。
令和3年2月4日	第４９回	審議事項	自宅で療養する新型コロナウイルス感染症陽性患者への対応について	世田谷保健所	新型コロナウイルス感染症陽性者の中で、入院病床・宿泊施設を利用できない自宅療養者に対して、下記のとおり対応する。 ①入院調整が必要な者に対して、保健所保健師による１日１回の体調確認（電話）を行い、呼吸苦等の症状が出現した場合は、速やかに入院調整を行う。 ②都フォローアップセンターの対象外の陽性者もしくは入院調整が必要となる可能性が高い患者に対して、健康観察及び相談窓口の機能を持つ「区健康観察センター」を設置する。 ③軽症かつ６５歳未満の陽性者に対して、都フォローアップセンターの枠組みを利用し、健康観察を行う。 ④パルスオキシメーターの配布 ⑤食料品の配送	大枠について、付議のとおり決定する。
令和3年2月18日	第５０回	審議事項	令和３年３月１日以降の保育の取り扱いについて	保育部	国の緊急事態宣言延長及び区内保育施設の感染報告を踏まえ、施設利用者に対しては、引き続き登園自粛の協力をお願いし、園運営を継続してきた。１月下旬以降、区内保育施設における感染報告数は減少し、２月に入ってからは著しく減少していることから、「通常保育（保育対応レベル１）」へ移行し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対応を徹底した上で、園運営を継続していくこととする。	付議のとおり決定する。
令和3年2月22日	第５１回	審議事項	世田谷区新型コロナワクチン接種実施計画（令和３年２月２２日時点）の策定について	住民接種担当部	区の住民接種に関する方針や体制整備、接種に伴う業務等について必要な事項を定め、接種に携わる区職員、区内両医師会、区内医療機関、その他関係者等と共有することで、迅速かつ安全な住民接種を行うことを目的として、「世田谷区新型コロナワクチン接種実施計画」（令和３年２月２２日時点）を策定する。	計画策定に関する方針について決定する。

※本資料は冊子「新型コロナウイルス感染症世田谷区の対応記録」と併用して活用いただくことから、別途公開されている当該資料の一部に追記等を行っています。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和2年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和3年3月4日	第５２回	審議事項	３月８日以降の区の対応について	政策経営部	国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置の期間が、２週間程度再延長される見込みとなったことを踏まえ、区施設や区主催イベントについて、延長期間中は現行の対応を継続する。	付議のとおり決定する。
令和3年3月4日	第５２回	審議事項	新型コロナウイルスワクチン住民接種の実施における４月以降の対応について	住民接種担当部	国が示した４月のワクチン供給量を踏まえ、４月以降の区の住民接種の対応については、下記のとおりとする。 ・当面の間、区に供給されるワクチンは高齢者施設入所者への接種に優先して活用する。 ・集団接種会場は、ワクチン供給量に応じた開設順を定めるとともに、一部については４月１日から５月５日までの間、区民利用のために一般開放する。 ・接種券（高齢者用）の送付は、一斉送付の時期を４月２３日と想定し、区分を「７５歳以上」と「６５歳から７４歳未満」に分け、２段階で行う。 ・区民周知は、接種券の一斉送付に先立ち、区のおしらせ特集号を全戸配付するほか、区ホームページ、区ツイッターや広報掲示板などを用いて行う。	それぞれの考え方については、付議のとおり決定する。 なお、具体的な内容は、今後、ワクチンの供給量やスケジュールが明らかになり次第、あらためて協議することとする。
令和3年3月4日	第５２回	報告事項	世田谷区内の新型コロナウイルス感染状況	政策経営部		報告事項のため、決定事項なし。
令和3年3月19日	第５３回	審議事項	緊急事態宣言解除に伴う区の対応について	政策経営部	緊急事態宣言解除後の区施設や区主催イベントの対応については、下記のとおりとする。 ・３月２２日から３１日までの期間、区民利用施設の開設時間を２１時までとするとともに、２１時以降の区主催イベントは休止する。 なお、東京都による集会施設等の短縮依頼が、３月３１日以降も継続された場合は、引き続き区民利用施設等も２１時までとする。また、時間短縮依頼が終了または２２時以降となった場合は、準備が整った施設から、順次、通常の時間での運用へと移行する。 ・当面の間、マスクなしでの会食による感染拡大の防止を図るため、区民利用施設の飲食を伴う利用は休止し、飲食を伴う区主催イベントは休止とする。 ・区民利用施設及び区主催イベントの収容率を５０％以下とする取扱いについては、緊急事態宣言前の運用に戻す。	付議のとおり決定する。
令和3年3月19日	第５３回	報告事項	世田谷区内の新型コロナウイルス感染状況	政策経営部		報告事項のため、決定事項なし。
令和3年3月19日	第５３回	報告事項	国による緊急事態宣言の解除を受けての区の業務態勢等について	総務部		報告事項のため、決定事項なし。
令和3年3月19日	第５３回	報告事項	生活に困窮される方への支援（緊急小口資金等の特例貸付・住宅確保給付金）について	保健福祉政策部		報告事項のため、決定事項なし。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和2年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和3年3月19日	第５３回	報告事項	新型コロナウイルス感染症に係る生活困窮対策の状況について（令和３年２月末現在）	保健福祉政策部		報告事項のため、決定事項なし。
令和3年3月19日	第５３回	報告事項	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（仮称）について	子ども・若者部		報告事項のため、決定事項なし。
令和3年3月23日	第５４回	審議事項	新型コロナウイルス感染症対策本部事業継続対策部会構成の一部改正について	総務部	令和３年４月１日付組織改正等に伴い、新型コロナウイルス感染症対策本部事業継続対策部会の構成を一部変更する。	付議のとおり決定する。
令和3年3月23日	第５４回	審議事項	新型コロナウイルスワクチン高齢者施設等における接種について	高齢福祉部 住民接種担当部	４月に供給されるワクチンについては、クラスター抑止の観点から特別養護老人ホームにおいて接種する。受け入れ体制や接種後の環境整備踏まえ、先行３箇の接種施設を選定する。	付議のとおり決定する。
令和3年3月23日	第５４回	報告事項	緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応方針（検討状況）	保健福祉政策部		報告事項のため、決定事項なし。
令和3年3月23日	第５４回	報告事項	社会的検査の実施期間の延長に伴う対象施設等への積極的な受検要請の実施について（検討状況）	保健福祉政策部		報告事項のため、決定事項なし。
令和3年3月23日	第５４回	報告事項	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る令和３年度国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の減免について（報告）	保健福祉政策部		報告事項のため、決定事項なし。
令和3年3月23日	第５４回	報告事項	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の令和３年度における減免措置について	高齢福祉部		報告事項のため、決定事項なし。
令和3年3月23日	第５４回	報告事項	ワクチン接種記録システムの利用に向けた取組みの方向性について	住民接種担当部		報告事項のため、決定事項なし。
令和3年3月25日	第５５回	審議事項	社会的検査の積極的な受検要請について	保健福祉政策部	新型コロナウイルスワクチンの接種を着実に進めるために、社会的検査について積極的な受検を強く要請する。	付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和3年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和3年4月9日	第５６回	審議事項	まん延防止等重点措置の適用に伴う区の対応について	政策経営部	重点措置の適用及び東京都による要請が出されることを見越し、今後の区民利用施設や区主催イベントについて、この間の区の感染防止対策及び区内での感染状況などを踏まえ、取り扱いを決定する。 対象期間：４月１２日（月）から５月１１日（火）まで	付議のとおり決定する。
令和3年4月9日	第５６回	審議事項	有識者との意見交換における案件について	政策経営部 経済産業部 保健福祉政策部 子ども・若者部 世田谷保健所 住民接種担当部	４月１４日に開催する新型コロナウイルス対策本部会議における有識者との意見交換の議題について、資料の確認を行う。	資料の確認を行い、各案件の資料を修正し決定とする。 ただし、世田谷保健所の「新型コロナウイルス感染症後遺症への対応について」は、アンケートの内容を精査すること。相談窓口設置については、あらためて所管決定後に情報提供すること。
令和3年4月9日	第５６回	審議事項	令和３年度４・５月の連休の従来型ＰＣＲ検査体制の拡充について	世田谷保健所 保健福祉政策部	４月２９日から５月７日にかけては、祝日に発熱相談センターを稼働させるとともに、祝日を挟み民間病院での検査数の減少が見込まれることや、東京都全体の感染が増加傾向にあることから、従来型ＰＣＲ検査体制の拡充し、検査件数を拡大する。	付議のとおり決定する。
令和3年4月9日	第５６回	審議事項	ワクチン接種記録システムの利用について	住民接種担当部	新型コロナワクチン接種において、自治体が接種状況を可能な限り逐次把握することを支援するために国が準備を進める「ワクチン接種記録システム」について、国が示すシステムのセキュリティ基準や確認事項等に同意し利用する。	付議のとおり決定する。
令和3年4月9日	第５６回	審議事項	新型コロナワクチン接種集団接種会場の確保について	住民接種担当部	ワクチンの供給状況や対象者の範囲の拡大、区民の接種状況など、集団接種会場使用に関して不確定要素が多く、先行きを見通すことが難しい状況にあるため、新型コロナワクチン接種の集団接種会場の確保期間を延長する。 変更前：１０月３１日まで 変更後：１１月３０日まで	付議のとおり決定する。
令和3年4月9日	第５６回	審議事項	在宅要介護高齢者の受入体制整備事業について	高齢福祉部	在宅で介護している家族が新型コロナウイルスに感染したことにより、濃厚接触者となった要介護高齢者が一時的に利用可能な施設のベッドを確保し、家族が安心して療養に専念できる環境を構築する受入体制整備事業を実施する。	事業内容については、決定。 経費については、別途財政課と協議し調整すること。
令和3年4月9日	第５６回	報告事項	新型コロナウイルス感染症対策に関する有識者との意見交換の実施について	総務部	新型コロナウイルス感染症対策に関する有識者との意見交換を４月１４日１９時～実施する。	
令和3年4月9日	第５６回	報告事項	新型コロナウイルス感染症対策本部事業継続対策部会構成の一部改正について	総務部	新型コロナウイルス感染症に関する分析体制をより強化するため新型コロナウイルス感染症対策本部事業継続対策部会の構成を一部改正したので、報告する。	
令和3年4月9日	第５６回	報告事項	新型コロナワクチン接種券の送付及び予約受付の開始について	住民接種担当部	５月以降の高齢者集団接種の本格開始に先立ち、高齢者あてに接種券を送付するとともに、予約の受付を開始する。	

※本資料は冊子「新型コロナウイルス感染症世田谷区の対応記録」と併用して活用いただくことから、別途公開されている当該資料の一部に追記等を行っています。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和3年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和3年4月14日	第５７回		有識者との意見交換		この間、世田谷区では、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、全庁的に対策の検討、対応を行ってきております。変異株の感染拡大も懸念されるなど、今後も予断を許さない状況が続いている中で、令和３年４月１４日（水）の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、各分野の有識者にご出席いただき、これまでの区の感染症対策の評価と課題を提起したうえで、今後の有効な対策について、多様な視点からご意見を伺いました。 ＜令和３年４月１４日（水）開催概要＞ 【議　事】 １　開会 ２　区の概況報告および現状分析について ３　今後の対策についての意見交換 （１）新たな感染症対策について （２）社会経済状況の変化を踏まえた対応について ４　閉会	
令和3年4月19日	第５８回	審議事項	「東京都生活応援事業」（補助事業）を活用したプレミアム付区内共通商品券の発行	経済産業部	新しい日常における区民の生活応援及び厳しい経営状況にある区内事業者（飲食、小売、生活サービス業等）を支援するため、東京都の補助事業を活用し、世田谷区商店街振興組合連合会によるプレミアム付区内共通商品券の発行を補助する事業を新たに実施する。	付議のとおり決定する。
令和3年4月19日	第５８回	審議事項	社会的インフラを継続的に維持するためのＰＣＲ検査（社会的検査）における令和３年度の対応の一部変更等について	保健福祉政策部	（１）スクリーニング検査における対象施設の追加および実施サイクルの変更を行う。 従来の対象施設に加え、東京都の補助対象外である「一時保護所」等で働く職員を対象に追加する。スクリーニング検査の実施サイクルを１週間に１回に短縮する。 （２）小中学校・新ＢＯＰにおける感染状況等に応じて児童、生徒も含め随時検査を実施する。 （３）随時検査における対応を強化することから、保育園・幼稚園・小中学校・新ＢＯＰについて、陽性者発生施設の「月１回＊３か月」の定期検査の取扱いを終了する。 その他報告５件	付議のとおり決定する。

※本資料は冊子「新型コロナウイルス感染症世田谷区の対応記録」と併用して活用いただくことから、別途公開されている当該資料の一部に追記等を行っています。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和3年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和3年4月19日	第５８回	審議事項	新型コロナウイルス感染症自宅療養者の対策強化について	世田谷保健所	自宅療養者の対策を強化する。 （１）自宅療養中に酸素吸入が必要となる中等症程度の感染者に対して、民間事業者と連携し、酸素吸入を行うしくみを導入し、感染者を的確にフォローする体制を構築する。 （２）都による自宅療養者への医療支援策のさらなる活用を進める。	付議のとおり方向性について決定する。
令和3年4月19日	第５８回	審議事項	居宅サービス等従事者に対する優先接種の対応について	住民接種担当部	感染拡大時においても安定したサービス提供を確保するため、自宅療養中の高齢の患者等にサービス提供を行う居宅サービス等従事者を新型コロナワクチンの優先接種対象「高齢者施設等の従事者」の範囲に含む。	付議のとおり決定する。
令和3年4月19日	第５８回	報告事項	新型コロナウイルス感染症予防の取組みと今後の対応について	保健福祉政策部	これまでの取り組みについて報告する。	
令和3年4月19日	第５８回	報告事項	令和２年度の社会的検査の実績について	保健福祉政策部	令和２年度の社会的検査の実績について報告する。	

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和3年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和3年4月23日	第５９回 【書面開催】	審議事項	国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置等を踏まえた区の対応について	政策経営部	４月２３日（金）に、国による緊急事態宣言及び東京都の緊急事態措置の内容を踏まえ、今後の区主催イベントや区施設等の対応について、区は人流を抑制し感染を抑える観点から、基本的方針を定める。 （１）区主催イベントについて ４月２５日（日）から５月１１日（火）までの間、屋内外を問わず開催を延期または中止とする。 （２）区民利用施設等について ４月２５日（日）から５月１１日（火）までの間、原則休止とする。 （３）社会福祉施設等について 引き続き感染防止対策を徹底したうえで、施設運営等の継続を原則とし、施設の感染状況などに応じて、利用者への協力を求める。 （４）区立小中学校及び幼稚園・認定こども園について 感染症防止対策を徹底したうえで、通常の登校・登園することとする。 オンラインによる授業参加やＩＣＴを活用した学習、学校情報や学習課題等の定期的配信など、児童・生徒の実態等に応じた支援を実施する。 校外での学習は基本的に中止又は延期 ・部活動は時間を制限し、原則平日のみ実施する。公式な大会等に参加する部活動は、平日以外にも、人数・時間・場所等を制限して実施を可とする。 ・移動教室、連合行事の緊急事態宣言期間中の実施については、延期又は中止する。 ・修学旅行の緊急事態宣言期間中の実施については、学校が延期又は中止する。 （５）新ＢＯＰについて ・学童クラブは保護者に利用の自粛を求め運営し、ＢＯＰは休止を継続する。 （６）その他 施設使用予約キャンセル時の使用料等の還付またはキャンセル料の免除の取扱いについては、５月１１日（火）まで現在の取扱いを継続する。	付議のとおり決定する。
令和3年4月23日	第５９回 【書面開催】	審議事項	緊急事態宣言を受けての保育の対応について	保育部	区内保育施設では、４月の感染者数が、増加傾向に転じていることから、国の緊急事態宣言及び都に対するまん延防止等重点措置の適用を受け、これまでの「新しい日常における保育」通常保育から規模を縮小した保育へ移行し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対応を徹底した上で、区内保育施設等利用者に対して、「登園自粛のお願い」をし、園運営を継続していくこととする。 （１）対象施設 区立保育園、私立保育園、地域型保育事業、私立認定こども園、認可外保育施設（認証保育所、保育室、保育ママ等） （２）期間 令和３年４月２６日（月）から緊急事態宣言終了まで	付議のとおり決定する。
令和3年4月23日	第５９回 【書面開催】	審議事項	緊急事態宣言・緊急事態措置を踏まえた啓発の実施について	総務部	緊急事態宣言・緊急事態措置を踏まえ、区民、事業者等に対する新型コロナウイルス感染拡大防止に関する啓発活動を実施する。	付議のとおり実施について決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和3年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和3年4月26日	第６０回	審議事項	新型コロナワクチン接種の予約受付について	住民接種担当部	新型コロナワクチン接種の予約受付について、ワクチンの確保数の増が見込まれるため、受付数についても４月２３日までに全戸配布した区のお知らせの内容を変更し、区民周知を行う。 ①受付期間　５月３日（月・祝）～７月３１日（土） ②予約可能施設数　１９か所 　開設時期についても確定 ③予約可能人数　　約１０．５万人	付議のとおり決定する。
令和3年4月26日	第６０回	報告事項	ゴールデンウィーク中（４月２９日～５月５日）における業務体制について	総務部	ゴールデンウィーク中（令和３年４月２９日～５月５日）における事業継続対策部会各班の業務体制及び陽性者が発生した場合の各施設及び事業者への対応について、集約した結果を報告する。 集約した結果を各所管と情報共有、連携を図りながら連休中の体制を整備する。	
令和3年5月6日	第６１回 【書面開催】	審議事項	７５歳以上の高齢者に対する新型コロナワクチン接種の予約支援について	総合支所 住民接種担当部	新型コロナワクチン接種について、コールセンターがつながりにくいことにより、予約ができない７５歳以上の高齢者が、接種の機会を失うことがないよう、身近なまちづくりセンターにおいて、インターネット予約の支援を行う。 ＜対象期間＞ ８日（土）、９日（日）の２日間 ８時３０分から１７時まで ＜場所＞ 各まちづくりセンター	付議のとおり決定する。
令和3年5月6日	第６１回 【書面開催】	報告事項	高齢者集団接種における予約受付及び接種実績、並びに65歳～74歳の高齢者への接種券の送付について	住民接種担当部	７５歳以上の高齢者の予約受付状況と６５歳から７４歳の高齢者への接種券の送付時期について決定したので報告する。 ＜６５歳から７４歳の高齢者への接種券の送付時期＞ ５月１０日から５月１２日までに接種券が届くように送付する。	
令和3年5月10日	第６２回	審議事項	国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置等の延長を踏まえた区の対応について	政策経営部	４月２５日から５月１１日までの国による緊急事態宣言及び東京都の緊急事態措置が５月３１日（月）までに延長されたことを踏まえ、今後の区主催イベントや区施設等の対応について、区は人流を抑制し感染を抑える観点から、基本的方針を定める。 ＜区の対応＞ ５月３１日までの期間、屋外の一部区民利用施設等を除き、現行の対応を継続する。今後の、区内の感染状況等を踏まえ、対応の見直しや必要な対策を図る。	付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和3年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和3年5月10日	第６２回	審議事項	令和３年５月１２日以降の保育の取り扱いについて	保育部	４月２５日から５月１１日までの国による緊急事態宣言が５月３１日（月）までに延長されたことを踏まえ、感染拡大防止と安全な保育を実施していく観点から、規模を縮小した保育を５月３１日まで期間延長し実施する。 （１）対象施設 区立保育園、私立保育園、地域型保育事業、私立認定こども園、認可外保育施設（認証保育所、保育室、保育ママ等） （２）延長期間 令和３年５月１２日から５月３１日まで	付議のとおり決定する。
令和3年5月10日	第６２回	審議事項	令和3年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業について	保健福祉政策部	令和２年度に新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関等の支援を実施したが、令和３年度も引き続き新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関等を支援する補助事業を実施する。	付議のとおり方針を確認する。
令和3年5月24日	第６３回	審議事項	令和３年６月１日以降の保育の取り扱いについて	保育部	緊急事態宣言の再延長等の有無にかかわらず、縮小保育と「登園自粛のお願い」を令和3年6月30日まで継続する。	付議のとおり決定する。
令和3年5月24日	第６３回	審議事項	新型コロナワクチン接種の課題への対応について	住民接種担当部	新型コロナワクチン接種の課題について、以下のとおり対応する。 ①接種計画数を見直す。 ②高齢者の次の接種順位者へ接種権を送付する。 ③余剰ワクチンを有効に活用する。 ④集団接種会場を令和4年2月末まで確保する。 ⑤集団接種会場の庁内応援体制を強化していく。	主旨については了承。 各項目の具体的な手法については、別途検討を行う。
令和3年5月24日	第６３回	その他	大蔵第二運動場への接種者無料シャトルバスの検討について	道路・交通計画部	接種者の大蔵第二運動場への無料バス移送を実施するため、運行計画の概要、乗降方法、配置人員等についてバス事業者に協力を申し入れた。協議が整い次第、新型コロナウイルス感染症対策本部にて決定し、運行を開始する。	
令和3年5月31日	第６４回	審議事項	国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置等の再延長を踏まえた区の対応について	政策経営部	４月２５日から５月３１日までの国による緊急事態宣言及び東京都の緊急事態措置が６月２０日（日）までに延長されたことを踏まえ、今後の区主催イベントや区施設等の対応について、区の基本的方針を定める。 ＜区の対応＞ ６月２０日までの期間、東京都による緊急事態措置等を踏まえ、利用定員の制限や徹底した感染防止対策等を講じた上で、施設運営及びイベント開催を一部再開することとする。	付議のとおり決定する。
令和3年5月31日	第６４回	審議事項	新型コロナワクチン接種に係る移動困難な高齢者等の移動支援について	高齢福祉部 障害福祉部	既存の福祉移動サービスを利用している移動困難な高齢者等に対し、ワクチン接種会場への移動などを理由にワクチン接種を躊躇することがないよう、追加でタクシー券等を給付して移動支援の充実を図る。	付議のとおり決定する。
令和3年5月31日	第６４回	審議事項	大蔵第二運動場への無料送迎シャトルバスの運行について	道路・交通計画部	大蔵第二運動場接種会場でのワクチン接種者の利便性向上のため、成城学園前駅および用賀駅からの無料シャトルバスの運行を開始する。	付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和3年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和3年5月31日	第６４回	審議事項	新型コロナウイルス感染症対策本部事業継続対策部会構成の一部改正について	総務部	６月１日付組織改正等に伴い、新型コロナウイルス感染症対策本部事業継続対策部会の構成を一部改正する。 ＜改正内容＞ 「子育て世帯特別給付金班」の追加	付議のとおり決定する。
令和3年6月7日	第６５回	審議事項	今後の接種券の送付について	住民接種担当部	標準的には６月中旬を目途に、広く住民へ接種券を送付するよう自治体に求める国の方針や、大規模接種センターの開設、今後の職域接種の開始等を踏まえ、60歳未満の接種券の送付スケジュールを定める。 【送付スケジュール】 年齢、　　送付件数（概数）、送付時期 ５０－５９　１４２，０００　　６月３０日～ ４０－４９　１５４，０００　　７月５日の週 ３０－３９　１３１，０００　　７月１２日の週 １６－２９　１４０，０００　　７月２０日の週 　　合計　５６７，０００	付議のとおり決定する。
令和3年6月18日	第６６回	審議事項	緊急事態宣言解除に伴う区の対応について	政策経営部	４月２５日から６月２０日までの国による緊急事態宣言及び東京都の緊急事態措置が解除され、６月２１日（月）から７月１１日（日）までの期間、重点措置が適用されることを踏まえ、今後の区主催イベントや区施設等の対応について、区の基本的方針を定める。 ＜区の対応＞ ７月１１日までの期間、東京都による重点措置等を踏まえ、徹底した感染防止対策等を講じた上で、施設運営及びイベント開催等を実施することとする。	付議のとおり決定する。
令和3年6月18日	第６６回	報告事項	区内病院敷地内におけるＰＣＲ検査の継続実施について	保健福祉政策部	新型コロナウイルス感染拡大の終息がみられないことを踏まえ、現在６月３０日までとしている区内病院敷地内におけるＰＣＲ検査について、期間を９月３０日までに延長し、継続して実施する。	
令和3年6月18日	第６６回	報告事項	令和３年７・８月の祝日の従来型ＰＣＲ検査体制について	保健福祉政策部 世田谷保健所	７月、８月は、複数日の祝日があり、医療機関休診に伴うＰＣＲ検査数の減少が見込まれるため、従来型ＰＣＲ検査のうち、保健所が実施する行政検査について、当該祝日にも検査を実施する。	
令和3年6月18日	第６６回	報告事項	新型コロナワクチン住民接種の実施状況について	住民接種担当部	新型コロナワクチン住民接種の実施状況についての報告。 ①国・都の動向報告 ②区の接種実績や予約状況 ③課題対応（個別接種、職域接種、高齢者施設接種、障害者通所施設等接種、予約システムの変更等）	
令和3年6月24日	第６７回	審議事項	令和３年７月１日以降の保育の取り扱いについて	保育部	保育施設における感染者がほぼ抑えられている状況となっていることから、７月１日より、これまでの「縮小保育（保育対応レベル２）」から、「新しい日常における保育」通常保育（保育対応レベル１）へ切り替えることとする。なお、引続き、保育施設及び保護者に対して、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底を求め、園運営を継続していく。	付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和3年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和3年6月29日	第６８回	審議事項	新型コロナワクチン接種にかかる障害者への対応について	障害福祉部 住民接種担当部	特に配慮が必要な障害者に対応するため、安心してワクチンの接種を受けることができるように環境整備を行う。 〈内容〉 ・巡回接種及び嘱託医等接種 ・施設職員の集団接種会場への引率による接種の対応 ・特に配慮が必要な知的障害や精神障害などの方を対象とした集団接種会場における障害者専用枠の設置	付議のとおり決定する。
令和3年7月5日	第６９回	審議事項	世田谷区新型コロナワクチン接種実施計画の見直しについて	住民接種担当部長	接種対象年齢の変更や東京都の大規模接種会場設置、企業や大学などによる職域接種開始などワクチン接種に関する環境が変化している。 さらに楽天グループ株式会社において区民等を対象としたワクチン接種の協力が得られる見込みとなったことを踏まえ、希望者への１２月中の接種完了を目途としている接種計画について、スケジュールを前倒しする形で見直すこととする。	楽天グループによる接種の内容については、了とする。
令和3年7月5日	第６９回	審議事項	集団接種会場における風水害時（台風など）等の対応について	住民接種担当部長	新型コロナワクチン接種の集団接種会場について、風水害時の対応や熱中症対策について以下のとおり定める。	なし
令和3年7月5日	第６９回	報告事項	新型コロナウイルス感染症対策本部事業継続対策部会構成の一部改正について	総務部	７月１日付組織改正等に伴い、新型コロナウイルス感染症対策本部事業継続対策部会の構成を一部改正したので報告する。	
令和3年7月8日	第７０回 【書面開催】	審議事項	新型コロナワクチン住民接種の実施状況について	住民接種担当部	新型コロナワクチン住民接種の実施状況について報告する。なお、今後、国の動きが変更された場合は、区の実施内容も随時変更する。 これまで拡大してきた区の接種体制を維持できるワクチン数の供給が見通せないことから、集団接種及び個別接種の接種体制の調整に入る。 また、この間の企業、大学で実施が進んでいる職域接種や、国、都の大規模接種センター等での接種見込み数を踏まえ、区の接種計画の再見直しを行い、別途報告する。 集団接種について、風水害時の対応や熱中症対策を行う。	付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和3年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和3年7月9日	第７１回 【書面開催】	審議事項	国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置等を踏まえた区の対応について	政策経営部	７月１２日（月）から８月２２日（日）までの間、東京都へ適用される国による緊急事態宣言及び東京都の緊急事態措置の内容を踏まえ、今後の区主催イベントや区施設等の対応について、基本的方針を定める。 （１）区主催イベントについて 緊急事態宣言発令中の期間、延期が可能な場合は延期とする。延期が困難な場合に限り、感染防止対策の徹底と参加者の把握を条件に、開催を可とする。 （２）区民利用施設等について 緊急事態宣言発令中の期間、開設時間を２０時までとする。利用人数制限を行う。 （３）社会福祉施設等について 引き続き感染防止対策を徹底したうえで、施設運営等の継続を原則とし、施設の感染状況などに応じて、利用者への協力を求める。 （４）区立小中学校及び幼稚園・認定こども園について 感染症防止対策を徹底したうえで、通常の登校・登園することとする。 オンラインによる授業参加やＩＣＴを活用した学習、学校情報や学習課題等の定期的配信など、児童・生徒の実態等に応じた支援を実施する。 ・校外での学習は基本的に中止又は延期。 ・部活動は時間を制限し、原則平日のみ実施する。 ・宿泊を伴う行事は緊急事態宣言期間中は実施せず、延期又は中止する。 （５）新ＢＯＰについて ・学童クラブは保護者に利用の自粛を求め運営し、ＢＯＰは休止を継続する。 （６）図書館 感染防止策を徹底したうえで開館する。	付議のとおり決定する。
令和3年7月9日	第７２回	審議事項	社会的インフラを継続的に維持するためのＰＣＲ検査（社会的検査）の令和３年１０月以降の体制について	保健福祉政策部	社会的インフラを継続的に維持するためのＰＣＲ検査（社会的検査）における令和３年１０月以降の体制について、区内の感染状況やワクチンの接種状況を踏まえ、体制の見直しを行い、社会的検査を令和４年３月末まで継続して実施する。 また、定期検査の廃止に伴い、随時検査の対象を一部拡大する。	付議のとおり決定する。
令和3年7月9日	第７２回	報告事項	新型コロナウイルス感染症予防の取組みについて	保健福祉政策部 世田谷保健所	これまでの取り組みについて報告する。	
令和3年7月9日	第７２回	報告事項	大蔵第二運動場体育館の集団接種会場としての活用の終了について	スポーツ推進部 住民接種担当部	大蔵第二運動場体育館については、令和３年５月３日から、新型コロナワクチ ンの集団接種会場として活用してきたところであるが、区の施策における今後の利用予定やワクチンの供給量等の状況を鑑み、当初９月としていた区民利用の再開時期を早める。 利用再開日　８月１７日（ 火）	
令和3年7月9日	第７２回	報告事項	新型コロナワクチン住民接種の実施状況について	住民接種担当部	新型コロナワクチン住民接種の実施状況について報告する。	

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和3年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和3年7月9日	第７２回	報告事項	新型コロナワクチン接種予約情報第７号	住民接種担当部	新型コロナワクチン接種予約情報第7号を発行するので、報告する。 ＜紙面内容＞ ・楽天グループでのワクチン接種について ・２回目の予約が取れない方への対応	
令和3年8月18日	第７３回	審議事項	国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置等の再延長を踏まえた区の対応について	政策経営部	国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置等の期間が再延長されたことに伴い、区民利用施設及び区主催イベント等の対応については、９月１２日（日）までの期間、現行の対応を継続することとする。	付議のとおり決定する。
令和3年8月18日	第７３回	審議事項	社会的インフラを継続的に維持するためのＰＣＲ検査（社会的検査）の臨時対応の方向性について	保健福祉政策部	社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査（社会的検査）について、深刻化する感染状況に鑑み、臨時的な対応として、小中学校等を対象に抗原定性検査を実施する方向で、具体的な検討に入る。	付議のとおり決定する。
令和3年8月18日	第７３回	審議事項	新型コロナワクチン住民接種の実施状況について	住民接種担当部	区の集団接種や個別接種、また職域接種や大規模接種センター等の接種実績及び今後の見込み数を踏まえ、区の接種計画を「１０月中旬に、高齢者は８５％、１２歳から６４歳までの区民は７０％の方が、２回の接種（１１８万回）を受けられる体制を整備する」に見直す。また、第１３クールから第１５クールの供給見通しに基づき、新たに予約枠を設定する。	付議のとおり決定する。 （ただし、「今後の集団接種会場の運営について」の部分は、再検討すること）
令和3年8月18日	第７３回	報告事項	新型コロナウイルス感染症予防の取組みについて	保健福祉政策部 世田谷保健所	これまでの取り組みについて報告する。	
令和3年8月25日	第７４回	審議事項	社会的検査における新たな検査手法の実施について	保健福祉政策部	社会的インフラを継続的に維持するためのＰＣＲ検査（社会的検査）において、新たな検査手法（抗原定性検査）等を令和３年９月から１２月末まで実施する。 （１）随時検査において、ＰＣＲ検査と抗原定性検査を併せて実施する。 対象施設：区内小中学校、新ＢＯＰ、その他社会的検査対象施設　（高齢施設、障害保育園幼稚児 童養護施設等）、クラスター 発生の可能性が高い施設（高校、大学、会社等） （２）郊外学習や部活動の大会等の行事実施前に抗原定性検査を実施する。 対象施設：区内小中学校	付議のとおり決定する。
令和3年8月25日	第７４回	審議事項	（仮称）世田谷区酸素療養ステーションの開設について	世田谷保健所	区は、医療職の管理の下、入院治療待ちの患者、また、自宅療養中に体調が急変した患者に対して、酸素投与を行うことにより、重症化を予防し、入院治療までの間、患者に必要な支援を行うことを目的として、世田谷区酸素療養ステーションを開設する。１か所目の開設と並行して２か所目（社会福祉施設を活用）の開設の準備も進める。 開設期間：令和３年８月下旬～９月下旬（調整中）	付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和3年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和3年8月25日	第７４回	審議事項	新型コロナウイルス感染症に係る区立小・中学校及び幼稚園等の運営方針について	教育委員会事務局	区における９月１日以降の区立小・中学校及び幼稚園、認定こども園における運営方針を以下のとおりとする。 ①これまで講じてきた基本的な感染状況の取り組みを徹底する。（国通知を踏まえた感染対策、部活動の取り扱い、夏季休業明けの児童・生徒等の心のケア等について追記あり） ②感染拡大抑止に向けた分散登校等の実施 令和３年９月１日（水）・２日（木）の両日は、短縮授業とする。令和３年９月３日（金）～１２日（日）は、分散登校を実施する。区内の感染状況等を踏まえ１３日以降の延長を行う場合は、８日（水）を目途に期間等を決定し、保護者へ周知を行う。分散登校等により給食が提供されない場合、就学援助対象者へその日数に応じた給食費相当額を支給する。	付議のとおり決定する。
令和3年8月25日	第７４回	報告事項	妊婦及び配偶者、パートナーの方の新型コロナワクチンの優先接種について	住民接種担当部	妊娠中に新型コロナに感染すると、重症化や早産のリスクが高いことから、妊婦及び同居する配偶者等について、区の集団接種会場で新型コロナワクチンの優先接種を行う。	
令和3年9月8日	第７５回	審議事項	新型コロナウイルス感染症に係る区立小・中学校及び幼稚園等の運営方針について（その２）	教育委員会事務局	区における９月１３日以降の区立小・中学校及び幼稚園、認定こども園における運営方針を以下のとおりとする。 ①区立小・中学校について、９月１３日から当分の間、自宅からのオンラインでの授業参加希望者が一定数いることから、通常授業と自宅でのオンラインでの参加の選択制を実施する。 ② 区立幼稚園・認定こども園については、９月１３日以降は、登園もしくは家庭等での教育・保育のいずれかを保護者が選択できるものとする。 ③今後、区立小・中学校等において、クラスター発生や感染者数の著しい増加が確認された場合には、必要な対応を実施する。	付議のとおり決定する。
令和3年9月8日	第７５回	審議事項	新型コロナウイルス感染症に係る新ＢＯＰ（学童クラブ）の運営方針について（その２）	子ども・若者部	①新ＢＯＰ学童クラブは、９月３日～１２日までの間、１日育成（８時１５分～１８時１５分まで）をすることとした。９月１３日以降は、分散登校終了に伴い、通常運営（授業終了後～１８時１５分まで）に戻して運営する。 ②児童館については、午前中の休館を終了する。	付議のとおり決定する。
令和3年9月8日	第７５回	報告事項	保育施設における感染状況及び登園率について	保育部	保育施設における感染状況及び登園率についての報告があった。 抗原簡易キットの活用についての申し込み状況、配布状況についても情報提供があった。	
令和3年9月24日	第７６回	審議事項	令和３年１０月１日以降の保育の取り扱いについて	保育部	区内保育施設の感染状況をふまえ、１０月１日より、「縮小保育」から「通常保育」へ移行し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底したうえで、通常保育を実施する。 現在行っている「登園自粛協力のお願い」についても９月３０日をもって終了とする。	付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和3年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和3年9月24日	第７６回	審議事項	新型コロナウイルス感染症に係る区立小・中学校及び幼稚園等の運営方針について（その３）	教育委員会事務局	区における１０月１日以降の区立小・中学校及び幼稚園、認定こども園における運営方針を以下のとおりとする。 ①区立小・中学校について、通常登校による授業を基本とする。感染症への不安等から自宅等でのオンライン学習を希望する児童・生徒には、オンラインでの授業を保障する。 ②校外活動・不特定多数の人が参加する活動・部活動・宿泊を伴う行事について、宣言解除後は、感染症防止対策を講じたうえで、学校の状況によって実施を可とする。 ③区立幼稚園・認定こども園は登園を基本とする。 ④今後、区立小・中学校等において、クラスター発生や感染者数の著しい増加が確認された場合には、必要な対応を実施する。 ⑤新ＢＯＰ学童クラブは通常運営とし、保護者に対しては可能な範囲での利用自粛の協力を求めていく。	付議のとおり決定する。
令和3年9月29日	第７７回	審議事項	緊急事態宣言解除に伴う区の対応について	政策経営部	７月１２日から発令された国による緊急事態宣言が９月３０日をもって解除され、１０月２４日（日）までの期間、東京都よりリバウンド防止措置が要請されることを踏まえ、今後の区主催イベントや区施設等の対応について、区の基本的方針を定める。 ＜区の対応＞ １０月２４日までの期間、施設運営及びイベント等の実施にあたっては、引き続き徹底した感染防止対策並びに感染拡大防止を目的とした注意喚起を講じた上で、区民利用施設の時間短縮等を段階的に緩和することとする。	付議のとおり決定する。
令和3年9月29日	第７７回	報告事項	新型コロナワクチン３回目接種の概要と実施に向けた課題	住民接種担当部	今般、厚生労働省により自治体説明会が開催され、３回目接種の想定シナリオ及び接種事務・体制確保が提示された。その内容を踏まえ、新型コロナワクチン３回目接種の概要と実施に向けた課題について報告する。	
令和3年10月21日	第７８回	審議事項	今後の区民利用施設及び区主催イベント等の対応について	政策経営部	１０月１日から実施された東京都によるリバウンド防止措置に基づく制限が緩和されることを想定し、１０月２５日以降の区主催イベントや区施設等の対応について、区の基本的方針を定める。 ＜区の対応＞ 区内感染者数の減少に伴う感染状況の改善や、都のリバウンド防止措置の緩和を踏まえ、区民利用施設の時間短縮等の制限を解除する。徹底した感染防止対策並びに感染拡大防止を目的とした注意喚起については、継続して実施していく。	内容について確認した。 改めて、東京都のリバウンド防止措置の取り扱い内容を確認し、付議内容に大幅な変更が無い場合は、所管決定とする。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和3年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和3年10月21日	第７８回	審議事項	せたがやPayを活用した事業者支援について	経済産業部	区内中小企業者を対象として世田谷区商店街振興組合連合会による「せたがやPay」を活用した給付を行うとともに、せたがやPay 加盟店の増加を促進する。 ＜実施期間＞ 令和３年１１月から令和４年１月末まで	付議のとおり決定する。
令和3年10月21日	第７８回	審議事項	社会的インフラを継続的に維持するための検査（社会的検査）における今後の対応等について	保健福祉政策部	社会的インフラを継続的に維持するための検査（社会的検査）について、今後の感染拡大に向けた対応策を講じる。 （１）随時検査の体制強化 （２）抗原定性検査のさらなる活用	方向性については了とするが、（２）について、実施方法等、関係所管と調整し精査すること。また、経費についても根拠資料を明示すること。
令和3年10月21日	第７８回	審議事項	新型コロナワクチン３回目接種に向けた接種体制の確保について	住民接種担当部	先般、国から新型コロナワクチン３回目接種の想定シナリオ等が示され、３回目接種のスケジュールや実施概要の現時点の案が明らかとなった。 国は現時点の情報をもとに１２月からの接種開始に向けて自治体に準備を求めていることから、３回目接種に向けた接種体制の確保を行う。 なお、今後の国からの情報等により、随時、見直しを行う場合がある。	付議のとおり決定する。
令和3年10月21日	第７８回	報告事項	満１２歳を迎える方への新型コロナワクチン接種券の発送時期の見直しについて	住民接種担当部	現在、新型コロナワクチンの対象年齢の下限が12歳であることから、これまで新たに満12歳を迎える方の新型コロナワクチン接種券は、満12歳を迎えた翌月の上旬に発送してきたが、今後感染症が流行する季節を迎えることなどから、できる限り早期に予約、接種が可能となるよう、接種券の発送時期を見直す。令和３年11月以降は、これから満12歳を迎える方に、事前に順次発送を行う。	
令和3年12月13日	第７９回	審議事項	令和４年度上半期（４月から９月）における社会的インフラを継続的に維持するための検査（社会的検査）の体制について	保健福祉政策部	社会的インフラを継続的に維持するための検査（社会的検査）について、令和４年度（４月～９月）における体制を見直し、引き続き実施する。事業経費については、令和４年度当初予算案に計上する。 （１）随時検査 令和３年４月～９月と同規模で実施 （２）抗原定性検査 随時検査の補完、行事前検査の実施、施設や家庭における感染拡大防止を目的とし、高原検査キットの配付を行う。 ※定期検査及びスクリーニング検査は引き続き「停止」とする。	付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和3年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和3年12月13日	第７９回	審議事項	令和４年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業について	保健福祉政策部	令和２年度から実施している新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関等の支援事業について、令和４年度（４月～９月）における実施内容を決定する。事業経費は、一部先行実施分を除いて、令和４年度当初予算に計上する。 （１）病床確保支援 補助額の変更 （２）発熱外来の設置運営 補助額の変更 （３）休業・縮小施設の再開支援 継続実施 （４）新型コロナ回復後患者の転院等受入支援 補助要件を新たに追加（拡充）	付議のとおり決定する。
令和3年12月13日	第７９回	審議事項	子育て世帯及び住民税非課税世帯への臨時特別給付について	保健福祉政策部	（仮称）子育て世帯への臨時特別給付のうち、５万円相当のクーポンを基本とした給付について、現金で給付を行う方向で検討する。 先行給付金については、速やかに実施する。５万円相当のクーポンを基本とした給付については、１２月２１日の国の補正予算成立後、区においても補正予算により必要経費を確保する。実施内容は、クーポン給付に替え現金の給付を行う方向で検討し、区の補正予算成立とあわせ、改めて決定する。	付議のとおり決定する。 クーポンを基本とした給付については、現金給付で速やかに実施できるか検討をすること。
令和3年12月13日	第７９回	審議事項	感染第６波及び変異株（オミクロン株）に備えた保健所体制の整備及び強化について	世田谷保健所	感染第６波及び変異株（オミクロン株）に備え、世田谷保健所の体制を強化する。 （１）既存の取り組みの見直し ①積極的疫学調査及びデータ入力委託 ②自宅療養者・健康観察センター対応 ③自宅療養者センター対応 ④パルスオキシメーターの配送 ⑤酸素療養ステーションの開設準備 （２）新たな取組 ①日本体育大学及び国士舘大学との患者へのトリアージ対応等への協力に関する協定締結 ②療養サポートシートの導入	付議のとおり決定する。 療養サポートシートについて、わかりやすく説明を追加すること。
令和3年12月13日	第７９回	審議事項	新型コロナワクチン接種における各課題への対応について	住民接種担当部	この間の国の動向を鑑み、各課題について、以下のとおり対応する。 （１）高齢者施設入所者・従事者に対する前倒し接種の実施 （２）ワクチンの供給比率をふまえた３回目接種計画の変更 （３）予約なし接種の実施（１・２回目接種） （４）接種証明書のデジタル化等	付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和3年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和3年12月27日	第８０回	審議事項	新型コロナワクチン３回目接種における前倒し接種への対応について	住民接種担当部	新型コロナワクチンの追加接種「３回目接種」）における、２回目接種からの間隔を８か月以上の経過を待たずに実施する前倒し接種の取扱いについて、国が示した実施内容をふまえ、２回目接種の完了から７か月以上経過した後に３回目接種が可能な対象者に一般の高齢者を追加する。このことに伴い、接種計画を見直す。	付議のとおり決定する。
令和3年12月27日	第８０回	審議事項	抗原定性検査キットの活用について	世田谷保健所	新規濃厚接触者数が増加した際に備え、ＰＣＲ検査枠を確保するとともに、抗原定性検査キットを活用する。	なし
令和4年1月17日	第８１回	審議事項	区民等を対象とした無料抗原定性検査キットの配布について	保健福祉政策部	①都が実施している「ＰＣＲ等検査無料化事業」を活用し、民間事業者と連携して、無料でＰＣＲ等検査を実施する。そのための検査場所を確保する。 ②区民等を対象とした簡易キットの配布を行う。希望する区民が身近な場所で無料抗原定性検査キットを受け取れるよう、配布場所を確保する。	付議のとおり決定する。
令和4年1月17日	第８１回	審議事項	新型コロナワクチンにかかる今後の接種体制の確保等について	住民接種担当部	新型コロナワクチンの追加接種「３回目接種」）について、国から３回目接種時期の変更が示された。 この内容をふまえ、医療従事者等や一般高齢者、その他の一般の方の３回目接種について、前倒し接種のスケジュールを変更する。	付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和3年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和4年1月20日	第８２回 【書面開催】	審議事項	まん延防止等重点措置の適用に伴う区の対応について	政策経営部	１月２１日（金）から２月１３日（日）までの期間、まん延防止等重点措置が東京都に対し適用されることを踏まえ、今後の区主催イベントや区施設等の対応について、区の基本的方針を定める。 ＜区の対応＞ ２月１３日までの期間、施設運営及びイベント等の実施にあたっては、引き続き徹底した感染防止対策並びに感染拡大防止を目的とした注意喚起を講じた上で、区民利用施設の利用人数制限等を行うこととする。	付議のとおり決定する。
令和4年1月24日	第８３回	審議事項	新型コロナウイルス感染者に係る区立小・中学校及び幼稚園等の運営方針について（その４）	教育委員会事務局	感染者拡大に伴い、学校における感染拡大防止に向けた対策を下記のとおり実行する。 ①区立小・中学校は「通常授業とオンライン学習の選択制」を実施する。区立幼稚園は、分散登園を実施する。 実施期間：１月２６日～２月１３日 ②抗原定性検査キットによる社会的検査対象者の把握を強化する。抗原定性検査キットの配布を陽性者の在籍するクラスや部活動等の児童・生徒等へ拡大し、調査の迅速化、感染抑止対策につなげる。	付議のとおり決定する。
令和4年1月24日	第８３回	審議事項	区民等を対象とした無料抗原定性検査キットの追加配布について	保健福祉政策部	区民等を対象とした無料抗原定性検査キットの配布について、１月１７日に決定した内容から下記のとおり対応を変更する。 ①民間事業者との連携事業（東京都ＰＣＲ等検査無料化事業）の実施期間を２月１３日まで延長する。 ②区民等を対象とした簡易キットの配布について、配布数を追加し、配布期間を１月２９日までに変更する。 ③医療機関等に対し抗原定性検査キットの配布を行う。	付議のとおり決定する。
令和4年1月24日	第８３回	審議事項	ＰＣＲ検査会場の臨時設置について	保健福祉政策部	上用賀公園の拡張用地一部において、事業者への委託により、ＰＣＲ検査用車両を活用し、臨時のＰＣＲ検査会場を設置する。 実施期間：令和４年２月１日～３月３１日	付議のとおり決定する。
令和4年1月24日	第８３回	審議事項	新型コロナワクチン住民接種における各課題への対応について	住民接種担当部	新型コロナワクチンの追加接種「３回目接種」）について、医療従事者等や一般高齢者、その他の一般の方の３回目接種について、下記のとおり対応する。 ①接種券の発送スケジュールの前倒しを行い、接種券が届き次第、一般の高齢者及びその他の一般の方、２回目接種完了から６日月以上経過後に予約及び接種を可能とする運用にあらためる。 ②小児接種について、概ね３月から６月末頃までを目途に、集団接種と個別接種を組み合わせて実施する。 ③楽天グループの職域接種にて、３回目接種においても区民等を対象としたワクチン接種を実施する。	付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和3年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和4年2月9日	第８４回	審議事項	上用賀公園臨時ＰＣＲ検査会場の検査対象者拡大および東京都ＰＣＲ等検査無料化事業に関する民間事業者との連携について	保健福祉政策部	上用賀公園の拡張用地一部に臨時設置したＰＣＲ検査会場について、検査対象を拡大する。 検査対象は、陽性者が発生した保育園等の施設で、濃厚接触となった無症状で区内在住の園児および職員とする。 川崎重工業株式会社と連携し、実施している東京都ＰＣＲ等検査無料化事業について、宮坂区民センターの実施期間を令和４年２月２０日まで延長する。また、新たに実施会場として、大蔵第二運動場屋外プールハウス内を追加する。	ＰＣＲ検査会場における検査対象に、高齢者施設及び障害者施設も加えることとし、付議のとおり決定する。
令和4年2月9日	第８４回	審議事項	まん延防止等重点措置の延長を踏まえた区の対応について	政策経営部	１月２１日（金）から２月１３日（日）までの期間、適用されたまん延防止等重点措置が３月６日まで延長されることを踏まえ、今後の区主催イベントや区施設等の対応について、区の基本的方針を定める。 ＜区の対応＞ ３月６日（土）までの期間、施設運営及びイベント等の実施にあたっては、引き続き徹底した感染防止対策並びに感染拡大防止を目的とした注意喚起を講じる。区民利用施設については、利用人数制限等を行うこととし、区主催のイベントについては、延期または中止を基本とする。	まん延防止等重点措置の取り扱いについて、２月１０日に政府決定がされた場合、付議のとおり実施することを決定する。
令和4年2月9日	第８４回	審議事項	新型コロナウイルス感染者に係る区立小・中学校及び幼稚園等の運営方針について（その５）	教育委員会事務局	感染者拡大に伴い、学校における感染拡大防止に向けた対策を下記のとおり実行する。 ①現在実施している区立小・中学校の「通常授業とオンライン学習の選択制」及び区立幼稚園の分散登園の実施期間を２月２７日（日）まで延長する。 学期末の各種行事の実施に向け、まん延防止等重点措置の適用の有無にかかわらず２月２８日（月）から通常登校による授業を基本に実施する。 ②宿泊行事は、行事前の抗原定性検査を活用し、保護者に感染症対策を示し理解を得るとともに、参加の意思確認を再度行い、参加状況等も考慮した上で実施の判断をする。	方向性は了とするが、通常登校の再開時期及び宿泊行事の実施判断については、感染状況及び国・都の措置や宣言の発出状況を考慮したうえで、然るべき時期に判断すること。
令和4年2月18日	第８５回	審議事項	薬剤師会による抗原定性検査キットの配布について	保健福祉政策部	優先供給の対象となっている医療機関や社会福祉施設に対し、区からの簡易キット配付の目途がたつことから、薬剤師会による無料抗原定性検査キットの配布を実施する。 ・対象者：区内在住者であって、65歳以上の方または基礎疾患を有する方 ・配布場所：両薬剤師会のうち協力を得られた薬局（２２４か所） ・配布数：全体９万キット ・実施開始日：令和４年３月１日	付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和3年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和4年2月18日	第８５回	審議事項	東京都ＰＣＲ等検査無料化事業に関する民間事業者との連携について	保健福祉政策部	川崎重工業株式会社と協定を結び会場を提供している東京都ＰＣＲ等検査無料化事業について、新たな会場を決定する。 また、これまで実施していた宮坂区民センターにおける事業は、2月20日をもって終了する。 ・新たな検査実施施設 （１）区営玉川三丁目アパート併設施設 （２）旧松原まちづくりセンター施設 ・実施期間：準備ができ次第３月中（予定）	付議のとおり決定する。
令和4年2月18日	第８５回	報告事項	上用賀公園拡張用地臨時ＰＣＲ検査会場の検査対象者拡大について	保健福祉政策部	上用賀公園の拡張用地一部に臨時設置したＰＣＲ検査会場について、検査対象を拡大する。 検査対象の範囲を社会的検査の対象施設まで拡大するとともに、区民以外の職員等も対象とする。	
令和4年3月1日	第８６回	審議事項	新型コロナウイルス感染者に係る区立小・中学校及び幼稚園等の運営方針について（その６）	教育委員会事務局	感染者拡大に伴い、学校における感染拡大防止に向けた対策を下記のとおり実行する。 ①現在実施している区立小・中学校の「通常授業とオンライン学習の選択制」について、まん延防止等重点措置の延長の有無にかかわらず、３月７日（月）から通常登校による授業を基本に実施する。 ②宿泊行事は、行事前の抗原定性検査を活用し、保護者に感染症対策を示し理解を得るとともに、参加の意思確認を再度行い、教育委員会と学校が連携し実施の判断をする。やむを得ず中止をする場合は、これまでと同様に中止に伴うキャンセル料を公費負担により対応する。	付議のとおり決定する。
令和4年3月1日	第８６回	報告事項	令和４年３月１日以降の保育の対応について	保育部	区内保育施設の感染状況をふまえ、３月１日より、「縮小保育」から「通常保育」へ移行し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底したうえで、通常保育を実施する。 「登園自粛協力のお願い」についても２月２８日をもって終了とする。	

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和3年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和4年3月18日	第８７回	審議事項	今後の区民利用施設及び区主催イベント等の対応について	政策経営部	東京都に適用されているまん延防止等重点措置が３月２１日をもって解除されることを踏まえ、今後の区主催イベントや区施設等の対応について、区の基本的方針を定める。 ＜区の対応＞ 区内における感染者数は、令和４年２月の直近のピークの時から 減少傾向にあるものの、依然として高い水準で推移している。また、東京都による重点措置は解除されたが、要請が出されていることを踏まえ 、区民利用施設や主催イベント等の実施にあたっては、引き続き徹底した感染防止策を講じた上で、４月２４日までのリバウンド警戒期間中、区民利用施設の利用人数制限等を行うこととする。	付議のとおり決定する。
令和4年3月18日	第８７回	報告事項	新型コロナウイルス感染症の検査体制について	保健福祉政策部	①上用賀公園拡張地臨時ＰＣＲ検査会場について 当初の予定どおり令和４年３月２５日をもって、運営を終了する。 ②東京都ＰＣＲ等検査無料化事業に関する民間者との連携ついて 区と川崎重工業株式会社が連携し、実施している都の無料ＰＣＲ検査については、検査期間を当初、東京都ＰＣＲ等検査無料化事業実施要綱で定める 「一般検査事業」の実施期間に準じることとしていたが、当該事業を最大限に活用するため要綱で定めるもう一つの事業「定着促進事業」の実施期間のいずれかに準じることとし、令和４年３月３１日まで実施する。なお４月以降については、東京都の動向を踏まえ、別途判断する 。	

※本資料は冊子「新型コロナウイルス感染症世田谷区の対応記録」と併用して活用いただくことから、別途公開されている当該資料の一部に追記等を行っています。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和4年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和4年4月6日	第８８回	審議事項	新たな世田谷区ＰＣＲ検査センターの体制について	保健福祉政策部	世田谷保健所及び世田谷区医師会が協働して運営しているPCR検査センターの建物老朽化に伴う新たなPCRセンターへの移転について、東京都と区内医療機関敷地の活用に関する協議が整ったため、６月１日からの移転に向けた新たな検査体制や、移転に関する予算対応について以下のとおり決定する。 ＜新たな保健所の検査体制＞ 区民の利便性を高める観点から、医師や看護師の配置、受付事務配置等について、民間事業者への一括委託とする。 ＜検査センター移転費用＞ 検査センターの仮設建物の設置に関する費用については、補正予算により対応予定。	付議のとおり決定する。
令和4年4月6日	第８８回	審議事項	在宅要介護高齢者の受入体制整備事業の再開について	高齢福祉部	在宅で介護している家族が新型コロナに感染したことにより、濃厚接触者となった 要介護高齢者が一時的に利用可能な施設のベッドを確保し、家族が安心して療養に専念できる環境を以下のとおり構築する。 ①対象者 介護者が新型コロナに罹患したこと等により、介護を受けることができず在宅での日常生活の継続が困難となる要介護の高齢者（陰性） ②受入施設 区内の短期入所生活介護（ショートステイ）１か所 ③実施期間 令和４年４月１６日～９月３０日（約６ヶ月） ④予算措置について 当初予算を活用し、不足額については、補正予算により対応予定	付議のとおり決定する。
令和4年4月6日	第８８回	審議事項	新型コロナワクチン４回目接種の実施に向けた準備について	住民接種担当部	新型コロナワクチンの４回目接種に向けて、国の通知に基づき、現時点における対応について、以下のとおり決定する。 ①接種兼の発送について ５月末頃を目途に、３回目接種完了者に対する接種兼の発送を行う。 ②予約受付体制の確保 コールセンターの受電体制の確保、４回目接種に対応した予約システムの調整等を行う。 ③高齢者施設入所者等に対する巡回接種の体制確保 ④予算措置について ①～③の予算措置について、余生予算により対応予定。	付議のとおり決定する。
令和4年4月6日	第８８回	報告事項	新型コロナウイルス感染症（後遺症を含む）に関する区民の相談体制について	経済産業部 保健福祉政策部 世田谷保健所	新型コロナウイルス感染症後遺症アンケート結果を踏まえ、後遺症を含むコロナ禍で不安を抱えている区民に対し、改めて区民の相談体制の周知を図る。	

※本資料は冊子「新型コロナウイルス感染症世田谷区の対応記録」と併用して活用いただくことから、別途公開されている当該資料の一部に追記等を行っています。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和4年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和4年4月6日	第８８回	報告事項	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る令和４年度国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の減免について（報告）	保健福祉政策部	国より、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る令和４年度国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の減免に関する通知が届いたので、報告する。	
令和4年4月6日	第８８回	報告事項	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の令和４年度における減免措置について	高齢福祉部	国より、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の令和４年度における減免措置に関する通知が届いたので、報告する。	
令和4年4月20日	第８９回	審議事項	新型コロナウイルス感染症の感染状況、第６波における区の感染症対策の検証および今後の取組みについて	保健福祉政策部	第７波に向けた対応について、以下の項目における各対応について、拡充、継続、見直しの方針を決定する。 ①新型コロナウイルス関連の相談窓口 →拡充 ②行政検査 →従来型検査　拡充 →社会的検査 ・定期検査、随時検査　見直し ・随時検査の補完　見直し ・行事前検査　継続 ・施設および家庭における感染拡大防止　継続 ④抗原定性検査検査キットの配布　見直し ⑤臨時検査会場の設置　見直し ⑥保健所体制強化 ・庁内応援体制　拡充 ・委託の活用　拡充 ・大学との連携　継続 ⑦療養者対応 ・自宅療養者の健康観察　拡充 ・パルスオキシメーター貸与　継続 ・酸素濃縮装置（在宅酸素供給体制）　継続 ・体調悪化時の対応 →医師会との連携　継続 →訪問看護ステーション　継続 →外部委託　拡充 ・食料配送委託　継続 ・酸素ステーション運営　継続 ⑧入院病床対応（医療機関支援）　継続 ⑨新型コロナウイルスワクチン接種　継続 ⑩感染症アドバイザー派遣　継続	付議のとおり決定する。 なお、資料内容については、一部修正し、決定とする。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和4年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和4年4月20日	第８９回	審議事項	新型コロナワクチン３回目接種の実績及び４回目接種の実施に向けた対応方針について	住民接種担当部	新型コロナウイルスワクチンの４回目接種に向けて、以下に記載の現時点における対応方針を決定する。 ①接種券の発送 ３回目接種完了日から４か月を迎える前に発送する。ただし、予約の集中を避けるため、１回あたりの発送件数を分散する。 ②予約受付体制 コールセンターの回線数は３回目と同様に最大１５０回線を確保する。また、４回目に対応した予約システムの調整等を行う。 ③集団接種体制 接種対象者の想定ピーク時と同程度の４万回／週の接種能力を備え、集団体制を強化する。 ４回目接種の期間を４か月と想定し、１２会場を１０月まで確保する。４回目接種の後倒しや５回目接種の可能性も想定し、１１月以降に関しても、区民利用の予約解放を延期する。 台風接近時などにより安全が確保できないと判断した場合には集団接種会場での接種は原則中止とする。 ④個別接種体制 区内医師会調整し、集団接種と同時期に開始できる体制を整える。また、個別接種実績の即時把握を目的として、VRSへの登録方法の改善を図る。 ⑤高齢者施設接種 ３回目と同様に、施設内で接種を希望する施設が３回目接種からの接種間隔経過後、速やかに接種できる体制を確保する。 ⑥障害者施設等接種 ３回目と同様に、施設内で接種を希望する施設が３回目接種からの接種間隔経過後、速やかに接種できる体制を確保する。 巡回接種や、障害者専用接種会場の活用など、柔軟に対応する。 ⑦区民周知 区のおしらせやホームページ、ＳＮＳ、コールセンター、その他の紙媒体等による周知や案内で補完するなど、必要な情報を区民に届けるための情報発信を行う。	付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和4年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和4年4月28日	第９０回	審議事項	新型コロナウイルス感染症対策に関する有識者との意見交換の実施について	政策経営部 総務部	新型コロナウイルス感染症対策の有効な対策について、最新の知見に基づくご意見やご助言をいただき、今後の参考とするため世田谷区新型インフルエンザ等対策本部会議にて有識者の意見を伺う。	付議のとおり決定する。
令和4年4月28日	第９０回	審議事項	有識者との意見交換における案件について	政策経営部 経済産業部 保健福祉政策部 子ども・若者部 世田谷保健所 住民接種担当部 教育委員会事務局	５月９日に開催する新型コロナウイルス対策本部会議における有識者との意見交換の議題について、資料の確認を行う。	資料の確認を行い、各案件の資料を決定とする。
令和4年4月28日	第９０回	資料配付	保育施設における新型コロナウイルス感染症陽性者判明時の対応について	保育部		
令和4年4月28日	第９０回	資料配付	新型コロナウイルス感染症陽性者への対応状況について（令和４年４月２８日時点）	世田谷保健所		
令和4年5月9日	第９１回		有識者との意見交換		この間、世田谷区では、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、全庁的に対策の検討、対応を行ってきた。第６波が収束しつつある状況ではあるが、第７波への懸念がある中での感染対策、経済対策、イベントの再開などの課題について、令和４年５月９日（月）の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、各分野の有識者にご出席いただき、これまでの区の感染症対策の評価と課題を提起したうえで、今後の有効な対策について、多様な視点からご意見を伺った。 【議　事】 １　開会 ２　区の概況報告および現状分析について ３　今後の対策についての意見交換 （１）新型コロナワクチン住民接種の実施状況及び４回目接種について （２）小児の新型コロナワクチン接種について （３）新型コロナウイルス感染症後遺症への対応について （４）新型コロナウイルス感染症に係る区内の社会経済状況について （５）新型コロナウイルス感染症に係る生活困窮対策の状況について （６）新型コロナウイルス感染症の第７波に備えた対策について ４　今後のイベント、お祭り、コミュニティ活動のあり方についての意見交換 ５　閉会	

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和4年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和4年5月11日	第９２回	審議事項	今後の感染拡大に向けた社会的インフラを継続的に維持するための検査（社会的検査）の対応について	保健福祉政策部	社会的インフラを継続的に維持するための検査（社会的検査）について、令和４年７月以降の感染拡大（いわゆる第８波）に向けた対応策等を以下のとおり決定する。 ①社会的検査の対象施設等内で陽性者が発生した場合の随時検査の運用変更（７月１日より） ・重症化リスクの高い施設等（高齢・障害施設等） →抗原定性検査を実施後、検査結果の判定結果に関わらず、随時検査（PCR検査）を実施する。 ・その他施設 →抗原定性検査を実施後、陽性判定の場合に、随時検査（PCR検査）を実施する。陰性判定の場合には、感染予防策の継続実施。 ②備え置き用の抗原検査キットの用途、配付方法等の変更（７月１日より） ・抗原検査キットの用途に「事業所・施設内で感染者が発生した場合」を追加する。 ・備え付きのキットが無い場合、施設から希望に応じて配付（補充）する。 ③随時検査予定数、抗原検査キット配付予定数を、①②に合わせ増量する。	付議のとおり決定する。
令和4年5月11日	第９２回	審議事項	新型コロナワクチン４回目接種の接種計画等について	住民接種担当部	国より新型コロナワクチン４回目接種の実施内容が示されたため、４回目接種の接種計画を定めるとともに、接種券の発送スケジュールなど、４回目接種に関する業務内容を決定する。 ■接種対象 ・60歳以上 ・基礎疾患を有する方等 ■接種時期 ３回目接種完了日から5か月以上経過後 ■区の接種開始時期 令和４年５月下旬から開始予定 ■接種会場について 区内施設計９会場を集団接種会場として使用 ■接種券の発送および予約受付 ３回目接種完了日から５か月を迎える前に到着するように５月中旬から発送を開始する。予約受付システムの改修が完了後、受付を開始する（５月下旬予定）。	付議のとおり決定する。
令和4年5月11日	第９２回	報告事項	コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に伴う特別給付金の支給について	子ども・若者部		

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和４年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和4年5月19日	第９３回	審議事項	リバウンド警戒期間の延長に伴う区民利用施設及び区主催イベント等の対応について	政策経営部	東京都におけるリバウンド警戒期間が５月２２日（日）までとなるため、今後の区民利用施設及び区主催イベント等の対応について、以下のとおり決定する。 ①リバウンド警戒期間が延長した場合 　現在実施している感染防止対策を継続して実施することに加え、第９１回新型コロナウイルス感染症対策本部（有識者との意見交換）において、有識者からいただいた助言を踏まえた感染対策を行う。 ②リバウンド警戒期間が終了した場合 　区民利用施設及び区主催イベントの収容制限の解除について、東京都の決定内容に応じた取扱いとする。ただし、引き続き感染防止対策の徹底を行い、長時間に及ぶ飲食などの感染リスクが高い行動は避けることとする。また、第９１回新型コロナウイルス感染症対策本部（有識者との意見交換）において、有識者からいただいた助言を踏まえた感染対策を行う。	東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議における、今後のリバウンド警戒期間の取り扱いに関する決定内容によって、①もしくは②の対応を確定することとし、付議のとおり決定する。
令和4年5月19日	第９３回	審議事項	新型コロナウイルス感染症対策本部事業継続対策部会構成の一部改正について	総務部	子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給に伴い、新型コロナウイルス感染症対策本部事業継続対策部会の構成を一部改正する。	付議のとおり決定する。
令和4年5月19日	第９３回	審議事項	世田谷保健所による新たなＰＣＲ検査センターの設置について	世田谷保健所	区民の利便性や今後の感染拡大時の更なる検査需要にも対応するため、新たなPCR検査センターの設置について決定する。	付議のとおり決定する。
令和4年5月19日	第９３回	審議事項	新型コロナワクチン４回目接種における基礎疾患を有する方等への接種券発行方法の変更について	住民接種担当部	新型コロナワクチン４回目接種の対象者である「基礎疾患を有する方等」に対し、希望する方からの申請受付後に接種券を発送としていたが、国からの通知に合わせ、３回目のワクチン接種を終えている以下の対象者については、申請の有無に関わらずを区から接種券を発送する。 ①愛の手帳を有する方 ②基礎疾患を有する方として、１・２回目接種券の発行申請を行った方	付議のとおり決定する。
令和4年5月19日	第９３回	報告事項	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給について	子ども・若者部		
令和4年7月15日	第９４回	審議事項	社会的インフラを継続的に維持するための検査（社会的検査）における今後の対応等について	保健福祉政策部	急激な感染拡大が発生しており、今後もさらなる感染拡大が見込まれることから、社会的インフラを継続的に維持するための検査（社会的検査）の今後の対応等について、以下のとおり実施する。 ①随時検査の体制強化 →現在の６班体制（通常３班＋緊急対応班３班）から９班体制（通常３班＋緊急対応班６班）にする。 ②医師会や区の医療機関支援を受けている「診療所」に対して、感染拡大・集団感染防止のため抗原定性検査キットを配付する。 →３０，０００キットを全体の上限とし、希望する対象医療機関に対し配付する。	付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和４年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和4年7月15日	第９４回	審議事項	新型コロナワクチン３回目接種の更なる促進及び４回目接種対象者の拡大について	住民接種担当部	①新型コロナワクチン３回目接種の更なる促進策の実施 →区集団接種会場における武田社ワクチン（ノババックス）の実施する。 →ウィークエンド夜間接種について、８月中まで期間を延長する。 →３回目未接種者等に対し、勧奨通知を送付する。 ②４回目接種対象者の拡大 →医療従事者や高齢者施設従事者を対象とする。	付議のとおり決定する。
令和4年7月29日	第９５回	審議事項	令和４年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業について	保健福祉政策部	令和４年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業について、令和４年９月末までとしていた補助期間を令和４年度末まで延長する。	付議のとおり決定する。
令和4年7月29日	第９５回	審議事項	発熱外来ひっ迫の解消に向けた医療機関によるオンライン診療体制の確保について	保健福祉政策部 世田谷保健所	新型コロナウイルス感染症の感染拡大による発熱外来ひっ迫の解消に向け、医療機関による区民に対するオンライン診療体制を確保する。	付議のとおり決定する。
令和4年7月29日	第９５回	審議事項	在宅要介護高齢者の受入体制整備事業の実施期間延長について	高齢福祉部	在宅で介護している家族が新型コロナに感染したことにより、濃厚接触者となった要介護高齢者が一時的に利用可能な施設のベッドを確保し、家族が安心して療養に専念できる環境を構築する事業について、現在の実施期間（９月３０日まで）を、令和５年３月３１日まで６か月延長する。	付議のとおり決定する。
令和4年7月29日	第９５回	審議事項	オミクロン株対応ワクチン接種の実施に向けた準備の開始について	住民接種担当部	国より、今年の秋以降にオミクロン株対応ワクチンの接種実施に向けた準備に関する通知があったため、予算、会場、接種券の発送準備を開始する。	付議のとおり決定する。
令和4年7月29日	第９５回	審議事項	日光林間学園実施における新型コロナウイルス感染等により不参加となった児童分のキャンセル料の公費負担について	教育総務部	夏季休業期間中に区立小学校６年生を対象に実施している宿泊行事において、新型コロナウイルスへの感染等により不参加となる児童が昨年度に比べ急増しているため、やむを得ず参加ができないことで生じるキャンセル料について公費により支援を行う。 ■対象者（以下の理由による不参加） （１）新型コロナウイルスへの感染 （２）同居家族等の感染により濃厚接触者に特定	付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和4年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和4年9月9日	第９６回	審議事項	オミクロン株対応ワクチン接種及び小児（５～11歳）への３回目接種の区の対応について	住民接種担当部	国が決定した以下の２点について、区の対応を決定する。 （１）オミクロン株に対応したワクチンの接種 国がオミクロン株に対応したワクチンの接種開始時期が１０月半ばから９月半ば以降に前倒したことを受け、６０歳以上及び基礎疾患を有する方等について、９月２７日からの接種開始することとし、９月２３日より予約を開始する。 （２）小児（５歳～１１歳）への３回目接種 ①国が２回目接種を完了した全ての小児を対象に、９月６日から３回目接種（２回目接種から５か月経過後）を開始することとしたことを受け、９月２０日より予約を開始し、接種券を１０月５日（水）に一斉発送することとする。 ②５月３１日までに２回目の接種を受けた方で、早期に接種を希望する方に向けて、９月１７日（旧二子玉川仮設庁舎）、９月２４日（砧総合支所）の２日間にて接種を行う。	付議のとおり決定する。
令和4年9月9日	第９６回	報告事項	体制確保支援を受けた医療機関によるオンライン診療の実施状況等について	保健福祉政策部 世田谷保健所		
令和4年10月21日	第９７回	審議事項	新型コロナウイルス感染症第７波の検証について	保健福祉政策部	新型コロナウイルスの第７波の検証結果及び第８波に向けた対応方針について決定する。	付議のとおり決定する。
令和4年10月21日	第９７回	審議事項	インフルエンザと新型コロナウイルスの同時流行に備えた地域医療との連携及び支援について	保健福祉政策部	①今冬に想定されるインフルエンザと新型コロナウイルスの同時流行への備えとして、世田谷区医師会及び玉川医師会に委託している診療所の検査体制の充実を図る。 ②「オンライン診療体制の確保支援」について、１１月以降も継続実施する。	付議のとおり決定する。
令和4年10月21日	第９７回	審議事項	年末年始を含む第８波に向けたオンライン診療体制の確保の拡充について	保健福祉政策部	①これまでのオンライン診療体制の確保に加え、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時検査キットを用いた同時検査・オンライン診療・薬の処方箋発行までを行う「同時検査・オンライン診療所」を確保する。 ②インフルエンザ感染者の過半数は子どもであることから、小児対応医療機関のひっ迫に備え、対面診療で行う「小児専用同時検査・診療所」を確保する。	付議のとおり決定する。
令和4年10月21日	第９７回	審議事項	今後の感染拡大に備えた社会的インフラを継続的に維持するための検査（社会的検査）の対応について	保健福祉政策部	今冬に想定される新型コロナウイルス感染症第８波に備え、抗原検査キットの配付するとともに、令和５年３月まで社会的検査の実施を延長する。	付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和4年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和4年10月21日	第９７回	審議事項	オミクロン株対応ワクチンの接種間隔短縮に伴う対応について	住民接種担当部	オミクロン株対応ワクチンの接種間隔が、５か月以上経過後から３か月以上経過後に短縮されたため、以下の対応を行う。 ①接種計画の見直し 各種試算数値の更新、計画期間の前倒し（令和５年１月末から令和４年１２月末に変更） ②接種券の発送時期の前倒し ③高齢者施設での接種 年内を目途に接種を完了させる。 ④障害者施設等での接種 ・障害者施設での接種 年内を目途に、希望する施設に対して巡回接種を完了させる。 ・障害者専用接種会場 ９月２２日に開設した障害者専用接種会場においては従来株対応型ワクチンを使用したため、１２月下旬以降にオミクロン株対応ワクチンによる接種会場の開設を検討する。	付議のとおり決定する。
令和4年10月21日	第９７回	報告事項	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の追加支給について	子ども・若者部		
令和5年1月6日	第９８回	審議事項	区における新型コロナウイルス感染症の類型変更の場合の対応について	保健福祉政策部 高齢福祉部 世田谷保健所	令和５年４月以降に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の類型変更（２類→５類）された場合を踏まえ、各取組の方向性について決定する。	付議のとおり決定する。
令和5年1月30日	第９９回	審議事項	今後の区民利用施設及び区主催イベント等の対応について	政策経営部	東京都によるイベントの開催制限が解除されることに伴い、以下のとおり対応する。 １　区民利用施設及び区主催イベント 「大声あり・なし」に基づく人数制限を解除する。ただし、以下の点に留意する。 （１）基本的な感染防止対策を行う。 （２）高齢者等、重症化リスクが高い方の感染リスク軽減に配慮し、対策を行う。 （３）換気やマスク着用などの対策を行う。乳幼児等のマスク着用が難しい方が施設利用する場合には、人同士の距離を確保するなど、適切な対応をとる。 （４）イベント会場周辺を含む広範な観点での密集、滞留が生じない対策を行う。 （５）飲食を伴うイベントについては、長時間の飲食など、感染リスクの高い行動をを避けるよう注意喚起する。 ２　区立小学校及び幼稚園、保育施設、新ＢＯＰ 令和４年９月１３日付けで決定した運営方針に基づくこととする。	付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和4年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和5年3月3日	第100回	審議事項	「マスクの着用」に関する基本的な考え方について	政策経営部	国及び都の決定した「マスクの着用」に関する方針を受け、令和５年３月１３日以降の区施設、事業における感染対策やマスクの着用について、以下のとおり決定する。 （１）換気等の基本的感染防止対策の継続 （２）マスク着用については個人の判断を基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないように留意する （３）施設利用及び事業の実施等におけるマスクの着用については、国及び都の考え方を基本とする	付議のとおり決定する。
令和5年3月22日	第101回	審議事項	令和５年度の区の新型コロナワクチン接種について	住民接種担当部	国の令和５年度の新型コロナワクチン接種方針を受け、区の令和５年度の接種について、以下のとおり決定する。 （１）令和５年春開始接種では、個別接種への移行を進めていくが、接種見込み回数等を踏まえて、引き続き一部の集団接種会場を開設する。 （２）令和５年秋開始接種における区の接種体制や運営方法は、７月末までに判断をする。 （３）国庫補助の見直しの主旨を踏まえ、令和５年春開始接種時点から、区民への影響を最小限に抑える配慮をしつつ、国の補助単価を踏まえた見直しを行う。 （４）国、東京都に対して、必要な補助金や接種体制に関する要望を行っていく。	付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和5年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和5年4月13日	第102回	審議事項	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う区の取組について	保健福祉政策部 高齢福祉部 障害福祉部 子ども・若者部 世田谷保健所	令和５年５月８日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「５類感染症」へ変更されることに伴い、新型コロナウイルス感染症に係る各種取組について見直しを行い、以下の考え方に沿って、各事業の方針を決定する。 【考え方】 ①感染症法上の分類が５類に移行することにより、実施根拠がなくなる事業については原則「廃止」する。 ②５類移行後も、新型コロナウイルス感染症から区民の生命と健康を守るために区が担うべき事業は「継続」する。 ③「継続」する事業の実施期間については、国や都の動向を踏まえて判断する。 ④感染が再拡大した場合に備える必要があるため、これまでの経験を活かし、機動的に対応できる体制を維持する。 ⑤今後、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になった場合には、ただちに迅速な対応を図る。	付議のとおり決定する。
令和5年4月27日	第103回	審議事項	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の基本的な感染対策の考え方及び感染状況の周知方法について	世田谷保健所	新型コロナウイルス感染症が「５類感染症」へ変更されることに伴い、以下のとおり５月８日以降の対応について、決定する。 （１）基本的感染対策 令和５年３月３１日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡に記載の感染対策に準じた感染対策を推進する。 （２）感染状況の把握 令和５年１月２７日付「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について（政府新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」のとおり、定点医療機関による感染動向把握に移行する。 （３）区民周知方法 ・基本的感染対策 ⇒区HP、SNS等にて周知する。 ・感染者数の公表 ⇒毎週水曜日に区内の定点医療機関が把握した前週の患者数を区HPで公表する。 ・５類変更に伴う各種取り扱い変更点 ⇒区HPにおいて、変更点一覧を掲載し、周知する。	付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和5年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和5年4月27日	第103回	審議事項	今後の区内施設及び区主催イベント等の対応について	政策経営部	新型コロナウイルス感染症が「５類感染症」へ変更されることに伴い、以下のとおり５月８日以降の対応について、決定する。 （１）区民利用施設 ・感染防止対策は、利用者・事業者等の主体的な選択を尊重し、判断を委ねることを基本とする。ただし、重症化リスクが高い方が多い場合は、基本的な感染防止対策等の実施を検討する。 ・マスクは個人の判断を基本とし、本人の意思に反して着脱を強いることがないよう留意する。 （２）区主催イベント ・感染防止対策は、実施所管の所属長の判断とする。ただし、重症化リスクが高い方が多い場合は、基本的な感染防止対策等の実施を検討する。 ・マスクは個人の判断を基本とし、本人の意思に反して着脱を強いることがないよう留意する。 （３）社会福祉施設等 ・感染防止対策は、各施設等の管理・運営状況に応じた主体的な選択を尊重し、判断を委ねることを基本とする。ただし、重症化リスクが高い方が多い場合は、基本的な感染防止対策等の実施を検討し、対応する。 ・マスクは個人の判断を基本とし、本人の意思に反して着脱を強いることがないよう留意する。 （４）区立小・中学校 ・国及び東京都の通知があり次第、本通知を踏まえ運営方針を決定する。 （５）対応が変更される場合 ・国や東京都による新たな対応方針が発出された際には変更する場合がある （６）各区立施設における区職員の基本的な感染防止対策等については、以下のとおりとする。 ①マスクの着用 ・マスクの着用は個人の判断に委ねる。なお、マスク着用をお願いする貼り紙等をしている所属においては廃棄する。ただし、重症化リスクの高い方に感染を防ぐため、区民等と対面で接する職場や、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合などには、マスクの着用を推奨する。 ②アクリル板、ビニールシートなどのパーティション（仕切り）の取扱い ・パーティションについては、窓口等の設置場所や状況に応じて、換気を優先し、段階的に設置数を減らすなど所属長が判断する。なお、再流行に備え、使用可能なものについては、当面の間保管する。 ③手洗い等手指衛生・換気 ・新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的感染対策として有効なため、引き続き実施する。なお、換気については定期的な換気を行うこととするが、庁舎の換気に伴うチャイムによる合図は終了する。 ④「三つの密」の回避、人と人との距離の確保 ・感染防止対策として有効なため、再び流行期に入った場合は、必要に応じて行う。 ⑤その他 ・発熱や風邪の症状等がある場合は出勤しないようにするとともに、本人の体調管理や感染拡大防止を図る。 ・会議や出張・訪問などはオンラインの活用を引き続き行う。	付議のとおり決定する。
令和5年4月27日	第103回	審議事項	新型コロナウイルス感染症　第８波の検証について	保健福祉政策部	新型コロナウイルス感染症第８波の検証内容について決定する。	一部内容を追記のうえで、付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和5年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和5年4月27日	第103回	審議事項	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う区の取組について（追加）	子ども・若者部	新型コロナウイルス感染症が「５類感染症」へ変更されることに伴い、子ども関連施設等支援事業についての対応方針を決定する。	付議のとおり決定する。
令和5年4月27日	第103回	審議事項	５類変更に伴う新型コロナウイルス感染症対策本部の取扱いについて	政策経営部 総務部 世田谷保健所	新型コロナウイルス感染症が「５類感染症」へ変更されることに伴い、５月８日以降の新型コロナウイルス感染症対策本部の取扱いについて、以下のとおり決定する。 （１）令和２年４月の勤務訓令（世田谷区訓令甲第４１号）を廃止し、世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則２条に基づく「事業継続対策部会」を廃止する。 （２）新型コロナウイルス感染症対策本部については、世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則第１１条第１項の規定に基づき、継続して設置する。 （３）本部会議の開催については、緊急的な対応の必要性が生じた場合にのみ開催する。なお、事務局については、世田谷保健所を中心に担うこととする。 （４）病原性が大きく異なる変異株が生じた場合等、急速なまん延のおそれがあると認められた場合においては、勤務訓令により、５月７日以前の体制に基づいた「事業継続対策部会」を設置し、当該事業継続対策部会の下で対策本部を運営する。	付議のとおり決定する。
令和5年5月1日	第104回	審議事項	５月８日以降の学校での新型コロナウイルス感染症の対応について	教育政策・生涯学習部	新型コロナウイルス感染症が「５類感染症」へ変更されることに伴い、以下のとおり５月８日以降の対応について、決定する。 （１）平時の主な感染症対策 ①健康状態の把握、換気の確保、手指衛生、咳エチケットの指導を継続する。これ以外には特段の感染症対策は行わない。 ②マスクの着用は求めないことを基本とする。 ③日常的な消毒、給食時の黙食、パーテーションの設置は不要とする。 （２）感染流行時の対応 校内で感染が流行している場合（学級閉鎖時）などには、マスク着用等の感染対策を検討する。 （３）出席停止の取り扱い ①感染した児童生徒等は、発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまでの期間を出席停止とする。 ②濃厚接触者にあたる者であっても、感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はない。 ③感染不安で休ませたいという保護者からの相談があった場合には、同居家族に高齢者等いるなどの事情があり、他に手段がない場合など、合理的な理由があるほか、校長が相当な理由があると判断できる場合には、欠席としない。 （４）臨時休業（学級閉鎖等）の基準 季節性インフルエンザの対応に準ずる。 （５）臨時休業・出席停止等の措置を講じた場合のＩＣＴの活用等による学習指導 登校を控えている児童生徒に対しては、オンライン授業の実施等を行う。	付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和5年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和5年6月29日	第105回	審議事項	区における新型コロナウイルス感染症の取組について	世田谷保健所 保健福祉政策部	現在区が実施している新型コロナウイルス感染症の各種取組について、国や都の動向や現在の実施状況、感染状況等を踏まえ改めて見直しを行い、今後の対応方針等について決定する。 【考え方】 ①「世田谷区新型コロナウイルス感染症相談センター」について、令和５年度中は継続して実施する。なお、国庫補助期間が上半期対象となっているため、下半期分は全額一般財源想定。 ②入院調整等に係る事務及び看護師の委託業務を９月３０日をもって廃止する。ただし、都の入院調整業務が１０月以降継続となった場合は、継続して対応する場合がある。 ③区内介護事業所等の社会福祉施設を対象に早期に感染者を発見することを目的とした社会的検査（行政検査）について、申し込みが減少傾向にあること等を踏まえ、休止する。ただし、新規変異株の流行等により、検査の必要性が生じる場合は再開する。また、休止の場合は短期間で再開するための体制維持費のみを委託事業者へ支払う。 ④区内介護事業所等を対象に一定以上のウイルス量を有する方を早期に発見することを目的とした社会的検査（随時検査の補完）について、抗原定性検査の申し込みが一定程度あること等を踏まえ、継続する。 ⑤新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関支援事業について、基本的には６月末で廃止予定。なお、世田谷区医師会及び玉川医師会とは改選期で未調整のため、改選後速やかに協議する。 ⑥第１０２回及び１０３回のコロナ本部において、令和５年５月８日以降「継続」または「縮小」と決定した上記以外の事業における令和５年１０月移以降の取り扱いについては、各所管で調整の上、別途決定する。	付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和5年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和5年7月24日	第106回	審議事項	令和５年新型コロナワクチン接種に係る秋開始接種について	世田谷保健所	令和５年秋開始接種について、令和５年春開始接種の実績も踏まえながら、国の通知に基づき、以下のとおり決定する。 （１）接種体制及び対応 ①春開始接種と同様に、個別接種と集団接種との併用により体制を確保する。集団接種会場は保健医療福祉総合プラザ、玉川区民会館、烏山区民センターの３箇所を開設する。 ②個別接種は９月以降順次開始、集団接種は１０月中旬頃を目途に開始予定。 ③高齢者施設、障害者施設等での接種は、国の方針を踏まえ、嘱託医による接種を基本とする。なお、やむを得ず施設側で接種医を確保できなかった場合は、区側で施設接種が可能な医療機関を案内すること等により接種体制を確保する。 ④個別接種中心の接種体制への移行を推進するために春開始接種と同様の支援策（一定回数以上を接種した医療機関に協力金を交付する）を国庫補助の範囲内で継続して実施する。 ⑤オミクロン株対応ワクチンを受けている方のうち、春開始接種を受けた方には、接種後３か月を迎える頃に秋開始接種の接種券を発送する。春開始接種の対象者に該当しない方は、手元の接種券を使用して秋開始接種を受けることができる。なお、秋開始接種用の接種券同封物一式に個別接種医療機関一覧を新たに同封する。 ⑥予約については、引き続き区予約システムまたは区コールセンターで受け付ける。 ⑦引き続き、区のお知らせ、区HP等での区民周知を行う。 （２）概算経費　1,603,826千円 特定財源）補助金：824,860千円 負担金：676,778千円 必要経費の一部（1,388,173千円）を令和５年度第３次補正予算に計上する。 （３）集団接種会場の確保 ①秋開始接種での集団接種会場としての使用見込みを踏まえ、１０月以降一部施設の区民利用予約の開放を行う。 ②国から令和６年度以降の方針が示されるまでは、保健医療福祉総合プラザ、玉川区民会館、烏山区民センターの区民利用の予約開始を延期する。	付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和5年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和5年9月29日	第107回	審議事項	区における新型コロナウイルス感染症の取組について	世田谷保健所 保健福祉政策部 高齢福祉部 障害福祉部 子ども・若者部	現在区が実施している新型コロナウイルス感染症の各種取組について、国や都の動向や現在の実施状況、感染状況等を踏まえ改めて見直しを行い、今後の対応方針等について決定する。 （１）１０月以降の方針が決定している事業について 令和５年６月２９日のコロナ本部において決定した１０月以降の方針について変更はなし。 ・世田谷区新型コロナウイルス感染症相談センター：継続 ・委託の活用：廃止 ・社会的検査（行政検査）：休止・待機 ・社会的検査（抗原定性検査）：継続 （２）１０月以降の方針が未決定の事業について 次の取組みについて、１０月以降も継続し、既存予算で対応を行う。 ・感染症アドバイザー派遣 ・高齢者・障害者施設等支援事業 ・在宅要介護者の受入体制整備事業 ・在宅要介護高齢者の受入体制整備事業 ・子ども関連施設等支援事業	付議のとおり決定する。
令和5年12月6日	第108回	審議事項	区における新型コロナウイルス感染症の取組について	保健福祉政策部 高齢福祉部 障害福祉部 子ども・若者部 世田谷保健所	現在区が実施している新型コロナウイルス感染症の各種取組について、国や都の動向や現在の実施状況、感染状況等を踏まえ改めて見直しを行い、今後の対応方針等について決定する。 ＜令和６年度の取組方針について＞ 令和６年４月以降の取り組みごとの対応方針については、以下のとおり。 ①社会的検査（行政検査）：廃止 ②社会的検査（抗原定性検査）：廃止 ③世田谷区新型コロナウイルス感染症相談センター：実施しない ④新型コロナワクチン接種（特例臨時接種）：廃止 ※新型コロナワクチンは、予防接種法に基づき実施しているため、５類になったことによる接種体制への大きな影響はない。 ⑤新型コロナワクチン接種（定期接種）：新規 ⑥感染症アドバイザー派遣：廃止 ⑦高齢者・障害者施設等支援事業：廃止 ⑧在宅要介護者の受入体制整備事業（障害分）：廃止 ⑨在宅要介護高齢者の受入体制整備事業：廃止 ⑩子ども関連施設等支援事業：廃止	付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和5年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和6年1月10日	第109回	審議事項	令和６年度以降の新型コロナワクチン接種について	世田谷保健所	新型コロナワクチン接種について、国が特例臨時接種を今年度末で終了し、令和６年度以降は定期接種化するとして、令和６年度以降の接種プログラムを決定したこと、また、令和６年度の国庫補助制度について廃止する方針が示されたことを踏まえ、区では以下のとおり令和６年度以降の定期接種を実施する。 ＜区の対応＞ （１）接種体制 他の定期接種と同様、医療機関での個別接種を原則とする。 （２）集団接種 原則集団接種は実施しないが、国からの指示で接種対象者を拡大して早急に接種を実施しなければならない緊急の場合には、必要な策を講じて集団接種の体制を整える。 （３）施設入所者等 令和６年度以降も引き続き、嘱託医等による接種を基本とする。 （４）個別接種への支援策 国庫補助の範囲内で実施してきた支援策（予約システムの提供等）は令和５年度末をもって終了する。 （５）接種券の発送 特例臨時接種の終了に伴い、国統一様式の接種券の発送は終了する。令和６年度以降は、６５歳以上の対象者に対し予診票等を発送する。それ以外の対象者については申請に基づき発送を行う。 （６）コールセンター・予約受付体制 世田谷区新型コロナワクチンコールとしての運営及び予約システムの稼働は令和５年度末をもって終了とし、予防接種全般の相談を受け付けるコールセンターを新たに設置する。 （７）区民周知 区のおしらせ、区HP、区SNSでの区民周知を行う。 ＜区民利用施設の予約開始について＞ 集団接種を継続する場合の会場予定地として令和６年４月以降の区民利用の予約を一部制限していた施設について、予約を開始する。 ＜経費（概算）＞ ４０６，２８９千円（接種にかかる医師会委託料等）	付議のとおり決定する。

別添資料　世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について（令和5年度）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和6年1月10日	第109回	報告事項	冊子「（仮称）新型コロナウイルス感染症世田谷区の対応記録」作成への協力について（依頼）	保健福祉政策部		
令和6年3月19日	第110回	審議事項	新型コロナウイルス感染症 世田谷区の対応記録について	保健福祉政策部 世田谷保健所	新型コロナウイルス感染症について、「新型コロナウイルス感染症　世田谷区の対応記録」のとおり、これまでの世田谷区の対応等を取りまとめたので報告する。	一部未確定の項目を除き、付議のとおり決定する。

※本資料は冊子「新型コロナウイルス感染症世田谷区の対応記録」と併用して活用いただくことから、別途公開されている当該資料の一部に追記等を行っています。